

平成24年9月 川棚町議会定例会会議録 (第1日目)

平成24年9月11日火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	大 川 豊 文

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

議 長 ご起立願います。おはようございます。

議 長 ただいまから平成24年9月川棚町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、山口隆議員及び村井達己議員を指名します。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から9月28日までの18日間にしたいと思いますが異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から9月28日までの18日間と決定しました。なお、会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

議 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る7月13日、東彼杵町において平成24年度第16回長崎県大村東彼広域農道建設促進期成会総会が開催され、まず一点目に大村東彼杵地区及び大村東彼杵2期地区の全線開通時の開通式の開催を、10月10日に開催予定の確認、二番目に広域農道を基幹農道に改める。三番目に川棚西部地区の早期着工に向けた要望活動に取り組むことを決定を致しております。

次に、同じく7月13日、佐世保市において平成24年度東彼杵道路建設促進期成会総会が開催され、国道205号の渋滞解消はもとより、あらゆる産業活動や地域活性化の支援を初めとする生活幹線ネットワークとして、また長崎空港への利用率を向上させる基幹ネットワークとして、さらには災害による地域孤立化の解消といった安全安心まちづくりの防災対策、命の道としてなど、多くの課題解消に向けた期待が寄せられており、一日も早い道路建設が県北住

民の長年の悲願であるが、候補路線の指定からすでに18年が経過しているにも関わらず、まだ実現に至っておらず、計画路線への格上げ指定が急務として要望陳情活動を更に強化していくことを決議しました。

次に、8月17日長崎市において、平成24年度長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催をされました。議長の選挙の後、平成23年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算の認定、その後、一般質問1件が行われ閉会致しました。

また本会議までに受理した「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築」を求める意見書の採択についての陳情書提出については、配布にとどめますのでご了承をお願い致します。

その他、諸報告につきましては、お手元に配布しました議長諸報告が6月定例会以降、主に私が出席した会議等であります。

議員研修の報告については、お手元に配布しましたとおり、それぞれ議員から提出されておりますので、後ほどご一読をお願い致します。その他、お手元に配布しておりますとおり、監査委員から平成23年度5月分、平成24年度5月分、6月分、7月分の例月出納検査の結果に関する報告書が提出されておりますので、後ほどご一読願います。

以上で、私からの報告を終わります。

議 長 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長から申し出がありましたので、これを許可します。

町 長 おはようございます。本日ここに平成24年川棚町議会9月定例会を召集いたしましたところ、議員の皆様方におきましてはご健勝にてご出席を賜り、定刻開会をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは行政報告をさせていただきます。

第5次川棚町総合計画の実施計画についてでございます。第5次川棚町総合計画につきましては、平成23年度から32年度までの10年間を計画期間として平成23年3月に策定したところであり、この総合計画に基づく実施計画を本年3月に策定を致しております。実施計画の実施期間は平成24年度から平成26年度までの3年間となっております。策定にあたりましては、総合計画に沿って、基本構想、基本計画に掲げました、まちづくりの理念、施策を効果的

に実施するために、具体的な事業を明らかにし、総合計画の着実な実現を目指すことを目的として策定をしたものでございます。実施計画に掲げた事業につきましては、総合計画の基本計画に掲げる主要な事業で、主に100万円以上の財政負担を伴う事業として致しております。なお、各章各節ごとに事業費を掲載しておりますが、平成24年度分は当初予算額を基礎にとりまとめて掲載を致しております。平成25年度と平成26年度につきましては、現段階での予定額を掲載しておりますが、次年度以降分につきましては各年度の予算審議において具体的に説明させていただくこととなりますので、ご理解をお願い致します。

ただいまご報告申し上げました実施計画につきましては、議員のお手元に配布をさせていただいております。後ほど、ご高覧いただきますよう、よろしくお願い致します。

次に、川棚港改修事業に伴う臨港道路の開通についてでございます。平成8年度から県営事業として進められておりました川棚港改修事業による臨港道路整備工事が7月末を持って完成をしたところでございます。去る、8月7日に県と町の共催により地権者の皆様方や、町議会議員皆様方、その他関係各位のご臨席のもと開通式典を開催したところであります。

この道路の完成までには、JRの線路や国道をまたぐ橋梁協議、用地交渉など、17年の歳月を要しましたが、地権者や近隣の皆様方のご理解と御協力によりまして、このたび開通の運びとなったところでございます。関係者の皆様方に心からお礼を申し上げる次第でございます。臨港道路の開通によりまして、JRの踏切を横断せずに川棚港へつながることから、港湾への利便性が高まり、また従業員の通勤や地域住民の生活道路として活用されており、国道205号の朝夕の渋滞緩和、マルキョウ前交差点付近の混雑解消にも大きな効果があるようでございます。今後は、この臨港道路につながる東臨港線の改良工事を進め、交通網の整備を図りながら環境整備事業で埋め立てられた土地の活用や、工場地帯の有効的な土地利用ができるよう、推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、長崎県消防ポンプ操法大会についての報告でございます。本年8月5日に開催されました平成24年度長崎県消防ポンプ操法大会小型ポンプ操法の部において、東彼杵郡代表として川棚町消防団第7分団が出場し、優勝は逃し

たものの見事敢闘賞を受賞したところであります。第7分団では、4月1日から8月5日の本番まで、通算64日間、日々訓練を行い大会に備えていただきましたが、あまりにもハードな訓練だったため、その間、選手も筋肉疲労や疲労骨折などを訴えた団員もあったようであります。出場選手を支えて訓練に参加した7分団の団員は、のべ1,252人で、その他にも正副団長や各分団の団員、女性消防団員からの参加があり、そののべ人員は441人となっております。消防団員以外でも7分団の正副の後援会長さんや、各地区の総代さんを初め、婦人会、団員を支えてくださったご家族、また後援会資金を提供していただきました地区の皆様など、多くの方々の御協力で大大会へ出場できたものであり、この場をお借りして、私からも厚くお礼を申し上げます。

本大会には、県下から15チームの参加があり、選手の皆様方は優勝チームに劣ることなく、また臆することなく訓練の成果を発揮してくれたところがございます。消防団員は、日々の仕事を持ちながら安全安心のまちづくりのために、日々訓練やポンプの整備などを行って来ておりますが、今回の消防ポンプ操法大会出場で、さらに地域の消防防災活動のリーダーとして活躍をしてくれるものと、このように期待を致しております。

次に、コバレントマテリアル長崎株式会社の動向についてであります。

コバレントマテリアル長崎株式会社では、セラミック関連事業、液晶テレビ関連や太陽光発電関連の製品を製造販売されておりますが、台湾向けに製造販売していた太陽光発電関係の製品が、中国産の製品との価格の面で大きな開きが生じ、採算の面で対応できなくなり、その部門について8月末日で撤退することとなったところであります。このことは、今年4月16日に熊倉社長と一緒に本社の笠原専務が来庁され報告を受けたところでありますが、15日に組合に申し入れを行い従業員に知らせており、今後希望退職を募りたいとのことであります。その後、7月19日に熊倉社長等が再度来庁され、希望退職者及び契約終了者などの再生計画が示されたところであります。それによりますと、35歳以上で早期退職者応募者数75人、契約終了者6人、その他30人で、平成24年4月時点と比較致しますと、社員の総数は111人が減少することとなりました。また、早期退職者75人と契約終了者6人の計81人のうち、川棚町在住の方は約半数の42名で、30歳代11人、40歳代9人、50歳代12人、60歳代10人とのことであります。

今回退職される方の多くが再就職を希望されておりますので、ハローワーク及び就職を斡旋する専門業者の株式会社パソナにお願いして、会社組合に協力して情報を収集し、そして雇用の斡旋に努めたいとこのことでもあります。なお、雇用が厳しい状況ではありますが、退職金の上積みや失業給付については配慮されておりますので、当分の間の生活は保障されているようでもあります。会社としては全体の2割程度の削減と考えているが、閉鎖する部門の設備は他の事業に転用し活用できるもの以外は稼働を停止して廃棄することになると、このような予定をしているということで、今後は他の事業の拡大も検討し、残る258人で会社の再生に向けて決意を新たにしていきたいと思いますこととありました。

以上のように報告を受けましたが、今回、苦汁の決断をされました会社の再生と再就職を希望されている皆様方の雇用が早く決定されるようお願いしているところであります。

次に、長崎川棚医療センターの建て替え工事のことについてであります。8月29日に長崎川棚医療センターの宮下院長と高倉事務部長が来庁され、川棚医療センターの建て替えについて説明を受けましたので、その内容についてご報告致します。

宮下院長の説明によりますと、建て替え工事のスケジュールとしては、準備工事を平成25年2月から着手し、第1期工事として平成25年9月から平成26年11月までの間、6階建てと3階建ての病棟の建築を行い、完成後、現病棟を移転してから入院病棟の解体を行い、第2期工事として3階建ての外來棟の工事を平成27年4月から平成28年1月までで施工することにされているようであります。その後、平成28年8月から平成29年4月にかけて残った病棟等の解体工事や外構工事を行う予定であるとの説明でありました。したがって平成29年の春頃には、新しい川棚医療センターが完成の運びとなるようであります。

次に、川棚町立小串保育所の民営化法人の選考についてであります。川棚町立小串保育所の民営化に伴う委嘱法人の選考につきまして、去る8月27日に川棚町立小串保育所民営化法人選考委員会委員長から選考結果の報告がありましたので、その報告を尊重し、この度、委嘱法人を決定しましたので、その経緯を含めご報告致します。

まず、選考委員会において、本年3月民営化の基本方針と法人募集要項を決定いただきましたので、その要項に基づいて募集を行った結果、7法人から申請書が提出をされたところであり、選考委員会では、この提出された書類を基に8月9日、第一次審査を行い、法人に関する書類、運営した場合の計画等を審査し2法人を選考され、8月24日の第二次審査で2法人の現地視察を行い、視察の結果を基に1法人を決定した旨の報告が選考委員会委員長からあったところであり、そこで、報告の内容について慎重に審査しました結果、選考委員会委員長からの報告のとおり、川棚町小音琴郷465番地65、社会福祉法人サルビア保育会理事長、松尾和人氏に内定をしたところであり、なお、今後の事務と致しまして、当法人が認可申請事務を行い、県の認可を受けた後に当法人と小串保育所の譲与の仮契約を行い、12月定例会を目途に財産処分等の議決をお願いする予定と致しておりますので、よろしくお願いを致します。

最後に、第10回全国和牛能力共進会長崎大会についてであります。皆様もご承知のように、和牛の祭典、和牛のオリンピックとも言われております全国和牛能力共進会長崎県大会が、来る10月25日から佐世保市ハウステンボスなどを会場として開催予定であります。この度、長崎県代表牛の出品業者が全て決定され、昨日、長崎市において長崎県実行委員会主催による代表牛出品者激励会が開催されたところであり、この全国大会には、29頭の長崎県代表牛が出品されますが、本町から種牛の部の高等登録群の部で東小串の吉崎忠敏さんが、肉牛の部の総合評価群で新谷郷の後瀬祐利さんが、同じく若雄後代検定牛群で下組郷の喜々津昭さんが選考されたところであり、心からお喜びを申し上げます。本大会まで、あと一ヶ月あまりとなりましたが、さらに飼養管理に力を注がれ、長崎県の代表としての誇りを胸に長崎和牛の威信をかけ、全国から選抜された代表と競い合い、輝かしい成果を収められますことを期待をしているところであります。以上、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会での行政からの提出議案は、人権擁護員候補者の推薦についての諮問1件と、監査委員の選任について同意を求める件1件、教育委員会委員の任命について同意を求める件2件、平成23年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告1件、平成23年度川棚町一般会計決算認定について、及び各会計決算認定についての4件であります。

議案では、平成23年度水道事業会計剰余金の処分及び決算認定と、平成24年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算6件のほか、川棚町暴力団排除条例の制定1件であります。提案の理由につきましては、その都度説明をさせていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。以上でございます。

議 長 これで行政報告を終わります。

議 長 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会での一般質問通告者は9人であります。これから通告順に質問を許可します。

13番 森田 13番、森田宏でございます。一般質問を行います。

テーマは、川棚港臨港道路開通後の振興策について町長に質問致します。

平成8年から計画されていた県営事業の川棚港臨港道路が、この8月7日開通式と共に一般供与されております。この道路の事業目的は国道205号から県営事業の埋立地へ通じるものであり、現在のところ、それ以外に目的はなさそうであります。事業は、地権者に関係する諸課題があったため、約6年半に及び、その工事が中断し、地域住民からはスキー場のジャンプ台のようだと酷評されてもいました。約16年ぶりに完成したこの道路、川棚町でも事業費について応分の負担をしています。町では、せっかく開通した臨港道路を利用、活用した振興策を考えているかお尋ね致します。以上です。

町 長 森田議員の質問にお答え致します。

川棚港臨港道路は、県営事業の川棚港改修工事の一環として建設されたもので、17年間という長い歳月を要し、やっと7月末に完成をしたところであります。そこで、長崎県と川棚町の共催で開通式を8月7日に開催を致しましたが、これには議員各位にもご臨席を賜り、誠にありがとうございました。

この臨港道路は、県営港湾への交通アクセスの確保と臨港地区に立地をしております各企業へJR踏切を通らずに利用できるようにと計画されたものであります。開通後の状況を見てみますと、国道205号の朝夕の交通渋滞が緩和しているようでありまして、また近隣企業の産業道路としても関係地域の生活道路としても利用されておるようでありまして、一定の効果がさっそく現れているところであります。そこで、この道路の開通を機に、どのような振興策を

考えているかとお尋ねであります。県では、この事業と並行して川棚港環境整備事業が進められており、埋立後の造成地にスポーツレクリエーション施設、緑地公園の整備を行うこととされておりますので、これらの実現のために積極的に県へ要望をして、そして地域振興を図ってまいりたいと、このように考えております。また、臨港道路の開通により、臨港地区への輸送路の利便性が増大しましたので、企業誘致には大変有利なセールスポイントと考えられます。したがって、臨港道路のPRを含めながら企業誘致にも取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1 3 番 森田 私はですね、この道路に関係する一般質問をですね、平成12年12月議会で当時の岡村町長に質問しております。その頃はですね、205号の工事が始まったばかりでございまして、議事録を拝見しても岡村町長から明確な答えはいただけておりませんでした。今ですね、山口町長から振興策について二点ほど具体的に説明をいただいております。非常に有望な振興策だろうというふうに思うんですけども、片やですね、今、東臨港道路の拡張の計画がございまして、これは臨港道路をですね東彼杵町の方から行きまして、平島の川棚川に突き当たって右折して踏切までの路線ですね。これは現在、財務省と交渉中というふうに聞いておりますが、これが拡張整備されると、もっと良くなるんじゃないかと思うんですね。ところがですね、私が当時、岡村町長にも言ったんですけどもね、平成12年ですよ。現在ですよ、205号のですね白石郷の馬場谷入口のSカーブ、通称Sカーブと言っておりますが、あそこをですねカーブで危険だから直線につないでくれろと、主にこういう内容でですね、地元から地元の自治体から町を通じて国交省に要望が出ているように聞いているんですよ。具体的には分かりませんが、私は今、町長が申されるように2つの振興策は非常に有望で結構な事業計画だと思ってですね、ぜひそうしていただきたいんですが、その馬場谷のですねSカーブにつなげる、いわゆる県はそういうこと全く考えていないんですよ。県はあそこの埋立地へ通じるだけですから、これはですね、町が国交省に要望して、あそこをつないでいくような、これは私が言っておるわけで、他の人がみんな協調しているわけではありませんが、地元ではかなり強い要望なんですね。これがつながるんじゃないかなろうかというような夢を持っているんですけど、それはどうでしょうか

町長。

町長 お答えします。まず、この臨港道路はですね、県の港湾課の所管事業なんですね。国道205号というのは、これは国土交通省の管轄下にあります。まず今回その臨港道路の建設をしたのは、冒頭申し上げましたように川棚港の利便性を高めるために、この臨港道路を建設したということでございます。したがって、205号の改良については別問題というふうに私は判断を致しております。ただ、今話がありましたように205号につきましても、これまで朝夕渋滞をしておりましたので、これまで国土交通省にお願いをして、まず交差点の改良をしていただきました。ほとんどの交差点改良が済みまして、現在は医療センターの前の交差点だけになっておりまして、非常に右折レーンも完備をされて、大分利便性が高まっております。それから今お話がありましたように、白石郷馬場谷入口のSカーブの問題、これについても当然、町の方からも直接県の方に、あるいは国交省の方をお願いをしておりますし、そしてまた東彼杵道路建設期成会の中でもそういった要望を致しておりますので、そういうことで今後も取り組んでいきたいと、このように考えております。以上でございます。

1 3 番 森田 今、町長のお話の中でですね、205号、旧国病の前あたりの改修が今進行中か、あるいはこれから進行するんだろと思うんですが、岡村町長はですね、205号を仮に完成したそういうにした場合には、商店街が疲弊するような発言を受けていると思うんですよね、当時ですよ。ところがですね、私もそこで申し上げたんですが、国道、あれは国道ですよ、国道を商店街が通っている、あるいは商店街の中を国道が通っているという地区はほとんど無いんですよ、現代、現代ですよ。当時からそういう傾向でありましたけれども、そこらへんについては町長、どういうふうに考えておられましようか。要するに205号を平島沖を通過して、例えばですね、いきがいセンターから白石に抜けるということを現実的にそういうことを考えた場合に商店街が疲弊するからだめだとか、そういう考えが一つはあるんですが、それについてはどうお考えおられましようか。

町長 ちょっと森田議員の質問が飛躍するような質問をいただいております、ちょっと苦慮しますけれども、岡村町政時代にそういう話があったということは私も承知を致しております。その時も商店街の方が、さっきおっし

やったようなことで反対をされたということも聞いております。要は、川棚の国道が渋滞をしますので、その解決策をどう図っていくかということに問題があるかと思うわけですね。そこで私どもは今、東彼杵道路、これは高規格道路ですけど、東彼杵道路をぜひ作ってもらいたい、そしてそういった朝夕の混雑解消をしてもらいたいということで動いてきておりますので、今議員がおっしゃったような臨港道路とつなぐようなバイパスの考え方は一切持っておりません。一切持っておりません。しかしそういうふうな話が以前あったことは承知を致しております。以上でございます。

1 3 番 森田 大事なことですから、この件については三度質問するような機会はないと思いますけどもね、岡村町長時代の質疑の中から思い起こしながらやっておるわけですけども、要するに商店街を仮に通らないようになるんですね、バイパスを造った場合、たいていの都市、市区がそういうふうになっている時代でありましてね、商店街が疲弊するとかなんとか一辺にある、そのことは別の角度で考えなければいけないことでありまして、川棚町を通ってる205号を通ってる車がですね、大多数が通過車両と見ておるんですよ。当時もそうでした。通過車両です。地元の車があそこを通っていることは一部じゃないかと思っておるんですね。ですから将来構想ではそういうふうにしてほしいと、町長に問うてるんですが、今のところは何も考えていないとおっしゃっている。しかし、私がそういうふうにしたということは町長頭にとめてください。ということは、白石郷のあそこのSカーブの改善とつながるんじゃないかと思うんですよ。どうしてもそうならば、つなげるのが理想的なんですよ。一方、高規格道路がありますよね大村から来てる、これはどっちみち山手の方を通っていく道路でしょうから、山の手の方をですね、両目的はかなり違うんじゃないかというような感じもしますので、町長がそういうふうにおっしゃったけども一つ頭の中に入れていただいて、白石郷の地元との国交省との協議とか要望とかそういうふうに関わってくると思いますので、町長は頭に入れてくれるだろうと私は思っております。

それからですね、環境整備事業の中でですね、スポーツレクリエーションセンターを、あそこの埋立地にというような構想であります。そのことについてはですよ、議会にも必ず議論としてさせていただいておりますが、そのことについて何か進展がありませんか。

町長 環境整備事業につきましては、平成24年度まで、今年度までで埋立工事がほぼ終了致しました。したがって今後、設備を造っていただくことになるわけですが、実は議員も今おっしゃったように、この件につきましては、県の方で、こういったパンフレットを作成されまして、議会にも同時説明がされているんじゃないかと思います。その計画によりますと、スポーツレクリエーション施設を造るんだということで進められてきておりました。ところが政権が民主党に代わりまして、いわゆる事業仕分けにあいまして港湾事業では、スポーツレクリエーション施設はできませんということで、国の方針が変わっております。そこで、県としても今、苦慮されております。前町長も、これについてはかなり一生懸命取り組んでいただいていたようでございますけれども、そういった国の事業仕分けということでできないという方向に県が変わってきておりますけれども、実はこの埋立については、漁業権者の同意がっております。また橋梁の建設については多くの地権者の方の協力っております。そのときにこういったスポーツ施設を造るんだという説明を県はしておりますので、いくら事業仕分けにあったとしても、県は地権者あるいは漁業権者に対しての約束事を守るべきだということで、今、県の方に私の方からお願いをしながら、できるだけ計画に近いような施設を造っていただきたいと、このようにお願いをしている状況でございます。以上です。

1 3 番 森田 企業誘致の大きなセールスポイントになるということは間違いのないですね。もう開通しましたので、もうこれは我々も委員会なんかで担当課からも状況を聞いておりますから、そのように期待されていると思います。

最後にですね、最初の議論になるんですが、私の構想、私の構想と言ったらおかしいんですが、大多数の人がそう思ってるんですよ。開通した道路をですね、平島の川棚川を渡って、いきがいセンターのところを通過して白石のSカーブにつなげるという構想についてはですね、昭和40年代に一時、構想というか議論をされているというふうに聞いているんですよ。昭和40年代にですね。どういうふうな具体的なことか分かりませんが、そのことについて私が今申しえていることについて議論がされているという経過がありますので、どうか町長、そういうことも考慮に入れて、くどいですが、一つ参考にしてもらいながらこの事業構想に続けていただきたいと思っております。以上、終わります。

町長 この臨港道路、今森田議員がおっしゃるような構想、森田議員構

想ですか、これにつきましてはですね、今造ったのが臨港道路、これは事業主体は長崎県なんですね。その後に町道が西の方に行っております。これとつないでバイパスを造ろうというようなお話でしょ。そうしますと、国道のバイパスについては、先程言いましたように東彼杵道路の建設を要望しておりますので、もし今おっしゃったような道路の建設になりますと、町が事業主体にならなければ実現は厳しいですね。そうした場合、相当の大きな財源が必要となりますので、これは簡単にはいかないというふうに思っております、現在そういった考えは持ち合わせておりませんと、答弁を致しておりますので、ぜひご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

1 3 番 森 田 終わります。

議 長 次に、堀田議員。

4 番 堀 田 おはようございます。議席番号4番、堀田一徳です。通告文に従い質問を致します。

少子高齢化社会、高度情報化社会、環境問題等、地方自治体を取り巻く環境は変化しており、各自治体がそれぞれの地域の特性を生かした政策が求められており、行政に対するニーズも多種多様化し、昨年起きた東日本大震災や原子力発電所の事故により、危機管理に対する住民の意識はいつそう高まってきており、安心安全なまちづくりがさらに求められています。そのような状況の中で、職員一人ひとりが公務員としての自覚を持ち、直面する行政課題に的確、迅速に対処し解決していく能力や、行政の特性を生かした活力溢れる地域づくりを実現していく能力の向上が期待されており、その能力を活用し、最大限に発揮できる制度が、本町の第5次行政改革大綱実施計画の5項目の一つである人事評価制度の導入であると考えられます。

本町では、平成22年、23年度は調査及び研究となっており、平成24年度から条件が整えば導入となっています。導入するのか尋ねます。

次に、職員の能力開発についてであります。町長は従来以上に職員との信頼を構築することが何より求められると思えます。本町は平成17年度に人材育成プランを検討し、平成20年度より定着化されておりますが、職員の能力を有効活用し、行政運営の効率化を図るためにも次の点を尋ねます。

一つ、全職員からアイデアを募集し、新しい発想、新しい取り組みを取り

入れたらどうか。

二つ、自らの能力を開発しようとする職員に対しての対応はどう考えているのか。

三、各種業務に必要な研修を行い、各分野に精通した人材を育成する考えはないのか。以上、町長に質問を致します。

町長 ただいま堀田議員から二つの質問をいただきましたので、順次お答えを致します。

まず、人事評価制度の導入についてであります。導入をすることに致します。ご質問のとおり平成22年3月に策定された第5次行政改革大綱実施計画の中に人事評価制度を導入することと致しておりまして、条件を整えば平成24年度から、いわゆる今年度から導入することにしております。そこでせっかくの機会でございますので、この人事評価制度の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

まず初めに、人事評価制度の導入にあたり、平成23年9月に川棚町人事評価制度検討委員会設置要綱を制定し、同日施行を致しております。委員会のメンバーは、委員長に副町長、副委員長が総務課長で、その他の委員が6名となっております。委員の内3名が職員組合からの選出委員であります。そして、この委員会で先進地視察1回と5回の会議が開催されており、第2回目からは人事評価制度の構築にあたって委託しているコンサルタントを入れての会議が開催されております。今後の主なスケジュールであります。10月中旬に全職員を対象とした説明会を開催した後、10月下旬と11月下旬に、さらに管理職のみの説明会を行う予定に致しております。その後、11月から翌年2月までの期間において試行を行い、その試行において特に問題がなければ、年度内に本格導入をすることに致しております。

次に、職員の能力開発についての質問についてお答え致します。

まず、①の職員からのアイデア募集についてであります。町の施策や行政運営の改善、行政事務の効率化、町民サービスの向上等に寄与することを目的として定めた川棚町職員提案規定があります。この規定によりまして、職員はいつでもアイデア等を町長に提案することができることとされておりまして、特に報奨の必要があると認めるものについては報奨を与えることができると規定されております。また平成23年4月1日に地方分権の進展や社会情勢

の急激な変化にあたり、本町がよりの確かつ具体的な対応ができるよう、行政事務の合理化及び効率化の推進、ならびに先駆的政策や施策について職員自ら広く調査研究するため、職員政策研究会議を設置をしており、先駆的な施策等に関する調査研究を行っております。

その他、課長会議等で提案されることもよくありますが、職員提案規定や政策研究会議等を活用してアイデアがでるような職場環境に努めているところであります。

次に、能力開発の件ですが、職員の能力開発、すなわち人材育成を行うには、トップの強力なるリーダーシップのもと、長期的な視点に立った人材育成プランを確立し、そして実践していく必要があるものと、このように認識を致しております。そこで本町では、平成18年3月に人材育成プランが作成されており、そのプランの中に具体的施策として職員研修計画が定められており、その計画に基づいて人材育成を行っているところであります。現在では、あらゆる研修について、職員自らが研修メニューを選択し、優先して受講できる体制を作っており、予算の確保も行っているところであります。これまでもパソコン研修や地域づくりコーディネーター養成研修、eラーニング研修など、自ら参加希望をする職員が増えているところであります。職員が少数であることから、長期の研修参加は非常に厳しい状況にあるわけですが、今後も自ら参加したいという職員は、優先して受講できるように配慮していきたいと、このように考えております。

次に、精通した人材の育成についてであります。一般的に町村の場合は職員数が少ないので、一人の職員の受け持ち範囲が広くなり、一般的に言う精通した人材の育成というものは非常に厳しいものがあります。そこで、担当している事務については、県などが主催する説明会や、その他の業務研修会に積極的に参加させることで事務に支障がないように致しております。ただ、土木職員や保健士、栄養士など、専門的なことを担う職員は、その分野に精通した人材育成を現在行っているところであります。なお、職員の能力をより発揮できる職場環境づくりにつきましては、あらゆる機会に職員と話すことでのコミュニケーションづくりが非常に大事ではないかと思っておりますので、今後も職員との対話を重視しながら進めていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

4 番 堀 田 人事評価制度ということで、過去にもたぶん人事評価的なものはあったかと思いますが、これが第5次総合計画の中で話が出てきたわけですが、過去にもそういった似たようなものがあったと思うんですね。この評価制度に対して、いろいろ平成23年度から検討委員会等を立ち上げられて検討をされておりますけど、導入に際してのどのような点を気をつけられたのかですね。これは職員組合の委員さんが数名入っていらっしゃいますので、職員組合あたりの理解は得られたのか、そういうことをちょっとお尋ねしたいと思います。

町 長 お答え致します。今、議員の方から導入に際して、どのような点に配慮されたのかということ、特に職員組合の理解を得られたのかということでもありますけれども、冒頭申し上げましたように、現在、検討委員会で検討中であります。当然、職員組合の理解を得なければ、これは実施できませんので、そういった努力を今後ともしていきたいというふうに考えております。何しろ検討中でございますので、今、お答えできるところはそういったところかと思っております。ご理解をお願い致します。

4 番 堀 田 検討中ということですので、今からいろいろなことを要望しても良いのかなという感じがしています。研修あたりをされているということですので、これは22年度の報告ですけど、大体20ぐらいの研修に行ってもらえるというふうなことで書いてあります。新規職員はもちろんのこと、4日間の期間で研修をされているようでありますけど、先程言われました地域づくりコーディネーターにも、のべ8人の方が8日間出席をされております。そういう中で確かに研修等はされていると思うんですけど、この人事評価制度というのは、過去にはそういう似たようなものがあったと思いますが、職員から自己申請あたりで私はこういうことに向いていますとか、こういう方向付けでいきたいと思っておりますというような申請はあったと思うんですね。しかし、今回の人事評価制度で、そういった職員から自己申請みたいなかっこうで来たときに、今度はその職員さんに対して評価、結果っていうかですね、そういうのは個人的面談にしても教えていくようにするのですか、ちょっと尋ねます。

町 長 ちょっと質問の意味がよく分かりませんが、今議員は人事評価制度と、それから職員の能力発見する制度と、何かごっちゃまぜして質問されているようですが、ちょっと答弁に困りますので、もうちょっと整理をして

いただいて質問をお願いしたいと思います。

4 番 堀 田 すいません、二番目の方と一緒にしていました。この人事評価制度あたりは、たぶん評価者というのは課長とかそういった係長ぐらいが一般職員を評価するんだらうと思うんですけど、そういったときに評価された人ですね、そういった人がしたときに評価、結果というのは、職員に対して教えていくのですかということですね。

町 長 今ですね、検討しております人事評価制度、この制度の概要について担当課長から説明させますので、そのまた後に質問をお願いしたいと思います。

総 務 課 長 今考えている制度ですけども、その前にですね、今までやっておりますのは事務事業評価と言って、職務概要調書というのを職員から出させて、それを課長がヒアリングして上に上げてくるというようなことをやっています。これは今導入しようとしております人事評価制度につながるものということで、前段としてやったものでございます。そういったことで人事評価制度を入れますと、これはなくなると、今までのことはなくなるということで考えております。人事評価制度ですけれども、これは通常の職務能力とかですね、業績評価とかそういったものを評価をしていきます。まず、自分で自分を評価するというのも当然あります。今考えておりますのは、それを評価者であります係長以下は課長が評価するということで考えておりますので、その勤務態度とかですね、通常から課長等はチェックするというようなことになっていきます。それで評価をして、あとは副町長、町長というようなことで上がっていくわけですけども、基本的には人材育成ですので、コミュニケーションを図っていくというようなのがまず大前提でございます。そういったことで悪いから落とすということではなくて、その人の能力をより向上させるというのが目的としての人事評価制度でございます。そういったことでご理解をお願いしたいと思います。

4 番 堀 田 確かに人事評価制度というのは、職員のコミュニケーションを作って、職員の成長支援と言いますかね、そういったことを応援するツールだろうと思います。その他にもですね、この人事評価制度というのに、私もいろいろ調べてきてたんですけども、コンピタンシーモデルとか、コンピテンシーモデルと言いますかね、人材育成のモデルだろうと思いますけど、そういったこ

とまで検討されたのですかね。先程、検討委員会の中で話があったんですけど、コンサルタントあたりをお願いをしてからしたという話があったんですけど、佐賀県あたりでコンピテンシーモデルと開発をして県の方でそれをやっているということですので、そういったものあたりの検討まで、検討会の中で話合いをされるのか尋ねます。

町長 お答え致します。先程言いましたように、これにつきましては検討委員会を設けて事務を進めてきておりまして、まだ具体的な報告を受けておりませんので副町長がその委員長でありますので、分かっておれば副町長の方から答えをさせていただきます。

副町長 それでは私の方からお答えをしたいと思います。

コンピテンシーモデルですか、これについてはですね、今ちょっとお話を初めて聞いたところでございまして、この人事評価制度の、うちが委託したのはですね、県内の市町村あるいは九州地区内でもこういう業務にとりかかっているところを参考にした業者に委託をしている状況でございますので、議員がおっしゃったことについては検討を致しておりません。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

議長 堀田議員、具体的政策はやはり事前に通告せんと議論がかみませんよ。導入時期についてが基本ですので、どこまで尋ねられるか少し整理をしながらご質問をされた方がよろしいかと。

4 番 堀田 分かりました。先程話がありましたけど、10月下旬から11月にかけての導入ということで了解をしたいと思います。後は検討中ですよ、年度内に導入ということですかね。詳しいことは検討会の方で話をさせていただきたいと思います。

次に、職員の能力の開発ということで、先程話がありましたけど、全職員からアイデアを募集するような、そういうことがあるということですので、全職員の方がそういうことを提言をされると、それを町長の方で一生懸命考えていかれるんだろうと思いますけど、町長の公約の中に政策研究会みたいなものがありますけど、それもアイデアを募集した、そういった中での話し合いがあるのですか。尋ねたいと思います。

町長 今議員の方からは、政策研究会議についてのご質問をいただきましたので、簡単にご答弁をさせていただきます。

まず、これの研究会の設置についての目的については冒頭申し上げましたので省略致しますけれども、研究会議の所掌事務というのは、先駆的施策や政策に関する調査研究を自らが行うことということ、行政事務の合理化、効率化の推進のための調査研究を行うこと、これは当然でございます。そして町長が指示した調査項目についての研究を行うことということで、現在数名の職員を指名をして研究をさせております。以上でございます。

4 番 堀 田 その中で、そういうふうな話が出ると思うんですけど、その会議の中でやっぱり新しい発想とか、新しい取り組みというのは出てこないものなんですか。そういうのまで話あたりが出てきているものなんですか。

町 長 いろんな話は出てきておりますけれども、まだ具体的に川棚町で取り組んでみようとか、そういうところまでは至っておりません。以上です。

4 番 堀 田 一生懸命やられているんだろうと思います。

二番目の自らの能力を開発しようとする職員に対しての対応はどう考えているかということでございますけど、特定の目的を持って旅行とかですね、外国旅行の視察とか、個人的にそういったものをしたいという職員が現れた時にですね、その旅費あたりの援助と言いますかね、そういうことまでは考えていらっしゃるのですか。

町 長 お答えします。今のご質問は職員が外国旅行を希望した場合、補助金を出すかどうかというような視点で捉えて答弁をしていいわけですか。

4 番 堀 田 はい。

町 長 国内旅行も含めて。要は、旅行そのものが研修にあたるものか、単なる慰安旅行なのか、そういったものはやはりきちんと見極めながら、もし研修に大いに役に立つようなプランであれば、過去に一度そういった取り組みをしたこともありますので、今、制度としては持っておりませんが、今後考えられるような施策ではないかと、こう思います。以上でございます。

4 番 堀 田 よろしく検討のほどをお願いしたいと思います。

三番目の各種業務に必要な研修を行い、各分野に精通した人材を育成するというので、先程20ぐらいの研修が、項目が長崎県市町村職員研修協議会の研修の中でされているようでございます。この研修を利用してですね、やはりあの、今現在、情報機器、ソフト事業とか、そういったものの専門職ですね、そういったものが不足しているんじゃないかと考えております。先程、町長が

答弁なさいましたように、土木とか保育士とか、専門職の場合は十分な配慮がなされているんだろうと思いますけど、情報機器に関してのそういった専門職ですね、この分野に精通した人材を育成するべきと考えますけどどうでしょうか。

町長 お答えします。情報機器に精通した専門職をとというような、ただいまのご提言でありましたが、システムについては、これは専門業者に委託をしておりますので、システムに関しての専門業者というものは必要でないとは認識を致しております。ただ、そういったプログラムを作ったりするときのですね、そういったSEですか、そういった技術者は今後増やしていくべきだろうと、こういった判断は致しております。以上でございます。

4 番 堀 田 この研修の中でもですね、パソコンの研修というのは、1回だけしかあっていないわけですね、1名の方が2日間、一応参加をされているようでございます。こういった中でもやっぱり、今の若い人達はパソコンには精通をされているんだろうと思うんですけど、事務方になるとパソコンができないと、まず役場の職員になれないという感じでしておりますので、やはりこういった研修を大いにやっていただきたいと思います。それと、この受講者数が1名とか2名とかっていうふうなかつこうで研修をされているんですけど、これはやはり全課を通じてそういうふうなことをされているんですかね。尋ねます。

町長 質問の内容が、ちょっと事務的なことでありますので担当課長から答えさせます。その前に、議員は何の資料を見てご発言をされているんですか、それをお聞かせください。

4 番 堀 田 川棚町人事行政の運営等の状況の公表ということで、川棚町で22年度分の資料でございます。

総務課長 職員研修につきましてはですね、市町村職員研修センターというところが、いろんな研修項目について各市町村に配布致します。年間のスケジュールを出してですね。これに職員が何名行きたいかというのをとりまとめて出すんですけども、長崎県の市町村全てが参加をするものですから、なかなか希望する職員全てが行けるというものでもないですね。そういったことなるべく多くの職員をやりたいということで、今募集をかけております。この中の研修で、今年の実績ではですね、受講予定数は40名で、今8月末までに24名です。自ら志望した者が16名というふうな結果になっております。特に、

パソコン研修についてはですね、どこの市町村からも応募が多いということで、今年も町からは4名、これはエクセルですけれども参加をさせるというふうなことにしております。そういったことで、枠数がありますので、全て参加をさせるというのは、なかなか難しいところがあります。以上でございます。

4 番 堀 田 一生懸命勉強されているということが、よく分かりましたけど。

最後になりますけど、このこういった人材育成プランとか、そういったのを求める時に、必ず各町も求められる職員像というのを、どこも掲示をしていらっしゃるんですね。川棚町の職員の求められる職員像というのがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

町 長 議員がおっしゃったような決められたものはありませんけれども、この川棚町人材育成プランの中では、行政で求められる職員というのがありまして、まず公共の奉仕者として使命感と責任感を持ち、町民の立場で考え業務を遂行できる職員、そして二つ目が計画的で効率的な行政運営ができる職員、三つ目がグローバル社会に対応できる見識の広さを持ち、積極的に行政へ反映させることができる職員、こういったものを掲げて、この人材育成プランには掲げてありますので、そういったものが本町での職員像だろうと、こう理解を致しております。

4 番 堀 田 川棚町の役場の職員というのは、そういった町民の皆さんから求められているわけですので、そういった職員像というのは、町民の皆様方にも教えていただくようお願いしたいと思います。

最後になりますけど、いろいろ話がありますけど、山口町長の笑顔が似合う町になるようにですね、いろいろ私達も含めて、がんばっていききたいと思いますので、宜しくお願い致します。以上です。

議 長 ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、田口一信議員。

1 2 番 田 口 二点について一般質問を致します。

最初に一点目ですが、イベントの企画案を公募することについてお伺い致します。

町の活性化を図るためには、町民自身がやる気を出すということが大事です。町にはそういったやる気のある町民を応援するという姿勢が必要だと思います。他町の具体例を、まず申し上げます。千葉県香取郡東庄町というところがあります。東という字に庄屋の庄を書いて東庄町です。千葉県の北東部にあり、自然豊かで農業が主産業の町です。東は銚子市、南は旭市、西は香取市に接し、北は利根川を挟んで茨城県神栖市と向かい合っているところです。こういった周辺の都市地域に通勤している人も多いようです。面積が46.16平方キロメートル、人口が1万5,174人です。この東庄町では、町民からイベントを公募して、それを町民の代表が審査をして審査に通った企画に補助金を交付するという仕組みをとっています。東庄町地域活性化事業補助金交付要綱によりますと、補助の対象となる事業は1、町の活性化に寄与する事業で町内で実施する事業であること。2、当該年度内に実施する事業であること。の二点が要件となっています。すなわち幅広い、いろいろな種類のイベントが応募可能となっております。しかも、同じ種類のイベントであっても、毎年、審査を通らなければいけないということになっておるわけでございます。また、補助金を受けることができるのは、個人ではなくて団体でありまして、一つ、5人以上で構成される団体で、その構成員の過半数が町民または町内勤務者であること。二つ、活動拠点が町内にあること。三つ目、宗教活動及び政治活動を目的とするものでないこと。この三点を満たす団体というふうになっております。

町民の代表が審査をすると先程申しました点は、町長が補助金の申請内容を審査するにあたって、東庄町地域活性化事業審査会に諮問をするということでありまして、その審査会の委員は商工会会長、観光協会会長、漁協の組合長、区長会会長、川棚町で言えば総代会会長ですね。それから、社会福祉協議会会長、ライオンズクラブ会長、文化協会会長などといったような人達が、審査会の委員に町長から委嘱をされているということでございます。

この東庄町では、この地域活性化事業の実施のために毎年500万円ほどの予算を付けております。それで、平成21年度は2団体で380万円、平成22年度は3団体で490万円という実績がありまして、平成23年度は昨年の震災の影響で少なくなりまして、3団体で140万円という実績になっており

ます。今年度の平成24年度は5団体に予定されておりますが、予算の400万円が足りなくなったので725万円に増額の補正をするということでございます。平成24年度の補助対象の内訳を申し上げますと、観光協会による観光ガイドブックるるぶ東庄、るるぶというのは旅行雑誌ですね、それを東庄町用に特別に作ったるるぶ東庄ですが、これの増刷に対して220万円という補助金が出ます。それから、これは3回目になるんですが、ラジコン航空ショー、あの広い利根川河原でですね、ラジコンの飛行機を飛ばすと。ラジコンと言っても、実際にそういう場で使われるラジコンは翼の幅横4mぐらいもある大きなラジコンだそうですが、そういったラジコン航空ショーが行われておりまして、これは商工会の青年部が中心となって、実行委員会を作っているものです。そのラジコン航空ショーに対して、3回目ですけれども400万円の補助がなされるということになっております。

その他には、少し金額が小さいんですが、大相撲の出羽の海部屋の笹川夏合宿というのが恒例になっているようで、夏に2週間、出羽の海部屋が東庄町内で合宿をされるのに、そのサポートをするとか、地元住民との交流を深めるようなイベントをされるそうでございます。笹川というのは、この東庄町の中心部の地域の名前でございまして、その昔、笹川の繁蔵という親分がいて、天保水滸伝の舞台になったというところでございます。

あとは、東庄音頭盆踊り会、これも補助としては3回目ですが、町民こぞって盆踊りをやろうというイベントで、40万円の補助でございます。それから5つ目が東庄のよさこいオリジナルソーラン舞曲の作成事業、これは小中学校の校歌を原曲に、よさこい風アレンジして、町民誰でもが簡単に踊れる振り付けを作成し、イベントに活用するというところでございまして、これに対して15万円という、合計725万円という金額の助成が今年度はなされるということでございます。

いろんな多彩な内容になっているんじゃないかと思えます。最初に申し上げましたように、町の活性化は、まず町民自身がやる気を出すということにすることだと思います。5月に議会主催で、町内5箇所で開催報告会を行いましたけれども、その時にも、その会場でいかだ競争や茶市の復活を望む声が多くありました。イベントが少ないとか、イベントが減ってきていて町内に元気がなくなっているような気がするという、そういうふうな意見でございます。

私は、したがいまして町の活性化を図るためには、町民のやる気を引き出すことが大事であるというふうに思います。したがってその方策として、東庄町の例のようなイベントの企画案を公募して、公に募集して、そして町民代表が審査する方式、そういった方式を導入をしてはどうかと思いますが、町長の考えをお伺い致します。

次に、二点目ですけれども、防災無線のチャイムについてということでございます。防災無線のチャイム、つまり流れるメロディのことですけれども、長年、正午は「野ばら」、午後5時に「夕焼け小焼け」という曲が流れております。そして午前7時と午前10時と午後3時には、そういった楽曲ではないチャイム音が流されております。この度、この防災無線のシステムを更新することになりましたので、この時期に合わせて町民の意見を広く聞いて、これらの曲を新しいものにしてはどうだろうかということを考える訳でございます。決して現在の「野ばら」とか「夕焼け小焼け」が悪いということではありません。しかし、こういった更新の際に、どうしますかということで決定をする。今までどおりでもいいんですけども、こうしたことの決定にも町民の参加の場を設けるということには意義があるのではないかというふうに私は思っております。

以前に、合併前の対馬の厳原町では、正午に韓国の曲であります「ムグンファ」というのが流れておりました。「ムグンファ」とは、日本名では「ムクゲ」という花で、韓国の国の花になっております。そしてこの「ムグンファ」という曲も韓国国民に広く親しまれている曲であります。韓国との交流の歴史に深く関わっている対馬ならではの曲だなと私は思っておりました。しかし、聞いたところ対馬市というふうに合併を致しましたので、合併後に対馬市では公募をして、公に募集をして市内の人が作詞作曲をした、「合^{ねむ}歡の咲く島へ」という曲を、現在は市内の全部に流しているそうでございます。そういった公募をして、市民の人が作詞作曲をした曲を流すということも、これもまた意義のあることではないかというふうに思っております。したがいまして、川棚でもそのように川棚ならではの曲もあるのではないだろうか。あるいは川棚独自の曲も作れるのではないかというふうなことも思います。現在の曲のままだと良いとお考えの方の町民も多いかと思いますが、それはまたそれで、現時点で町民の意思でそのように決めるということで意義があるんじゃないかと思っております。

す。このことについて町長のお考えをお聞き致します。以上、二点について質問を致します。町長のご答弁をよろしくお願い致します。答弁の内容によっては、質問者席から再質問致します。ありがとうございました。

町長 田口議員から二問の質問をいただきましたので、順次お答えを致します。

まず、イベント企画案の公募についてでございますが、この度の一般質問に際しまして、田口議員からは担当課長に資料の提供があったようでございます。その資料によりますと、東庄町の地域活性化事業の概要につきましては、対象となる事業、応募団体の条件等につきましては、ただいま議員が述べられたとおりでございます。そこで、本町でもイベント企画案を公募し、町民が審査して通った企画に補助するような制度を導入してはどうかと、このようなご提言がありましたが、正直言いまして、町民参加型の非常にユニークな事業だと、このように思っております。このような地域活性化の為の補助制度は、他の自治体にもたくさんありまして、予算枠など、それぞれ特色があるようでございます。東庄町の制度では、町長が補助金の交付の適否と内定額を決定するにあたっては、町民の代表で組織する地域活性化事業審査会に諮問をし、その答申結果を尊重するということが特徴のようであります。したがいまして、本町で実施をすとした場合、どのような特徴ある制度が構築できるかというのが課題になってまいります。そして、本町のイベント事業につきましては、これまで観光協会等の各種団体に助成をして実施をしていただいております。しかもそのイベントは現在定着しておりますので、この種の補助制度を導入した場合は、これまで各種団体に交付しております補助制度との整合性や費用対効果、具体的な補助対象経費の捉え方など、課題も多く、新規事業に限りの助成として補助機関を区切るなど、本町に合う内容はどのようなものか、こういったことを研究すべきではないかと、こう思っております。今後、他の自治体の制度を含め、参考にしながら検討をしていきたいと考えております。

次に、防災無線のチャイムについての質問にお答え致します。

現在の防災無線の時報については、建設当時の設置業者、これは当時、日本無線が設置をしているようでございますが、何本かのデモテープを持ってきて、その中から当時の町長、助役、総務課長等で決定をされたようであります。これは防災無線がアナログで、昭和58年、59年の設置ということもあり、限

られたことからであろうかと思いますが、今回、設置をしようとしている防災無線はデジタルとなりますので、いろいろな曲に対応できるのではないかと、このように思っております。そこで、議員がご質問されているような方法も一つのアイデアだと思いますので、ご提言を参考にさせていただきたいと、このように思います。以上、答弁とさせていただきます。

1 2 番田 口 イベントの関係ですが、現在、観光協会等に助成をして一定の夏祭りとかそういうやつかなと思いますが、そういったのが定着しているということでごさいます、それとの整合性を考えにゃいかんというご答弁でございました。それは趣旨はよく分かりますが、企画をですね、町民に任せるわけですから、すでにあるものと同じような企画は出てこないであろうと思いますしですね、先程の東庄町の補助金交付要綱で本当に町の活性化に寄与する事業で、町内で実施されるものと、しかも当該年度に実施されるもの、というたった二つの要件しかないということで、非常に幅広い、いわば何でも良いですよという感じのですね交付要綱になっているんじゃないかと思うんです。ですから、それがまさにそうだと思うんですね。公募というのは町民自身に考えてくれということだから、何でも良いですよと、とにかく何か考えて出してみてくださいという感じで良いのではないかと思います。したがって、町民自身がこの川棚町を考えるきっかけになるんじゃないかなと思いますので、そういう趣旨が町の活性化につながるのではないかと思うんです。そこらへんについてのお考えをもう一回お聞かせください。

町 長 お答え致します。地域活性化のための事業と考えた場合には、先程言いましたように、非常に住民参加型のユニークな事業であるというふうに、このように認識を致しております。そこで取り組もうというふうな考えでおる訳でございますが、取り組む場合の、いわゆる取り組むとした場合の問題点等がありまして、先程観光協会が実施している現在のイベントとの整合性、あるいはもう一つ気になるのがですね、東庄町の人口規模、町の規模としては、大体川棚町と似通っております。ただ財政状況はですね、若干、東庄町の方が良いようでございます。したがって、この活性化のための補助金を、どの程度予算の中から捻出できるか、これも一つの大きな課題でございます、東庄町では750万円ということで計画をされておりますので、果たして川棚町でそれだけの財源を現状確保できるかという厳しい問題もあります。そういった

ことをクリアしながら取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。以上でございます。

1 2 番田口 予算のことをもうちょっと詳しく申し上げますと、今年度725万円に増額ということでしたが、そのうちの400万円は先程言いましたラジコン飛行機の航空ショーの予定のようございまして、他の団体は相撲の関係でも50万円、盆踊りでも40万円、よさこいのやつは15万円というふうに、あまり大きな金額でないように思います。今年度、当初予算がですね、400万円と予定されていたのはですね、おそらくそのラジコン航空ショーが実施できるかどうか分らなかったんだと思います。これは平成21年度に350万円、平成22年度に400万円の補助がなされておりました、平成23年度は昨年の大震災の影響で、その会場に行く道路が通行不能になって、昨年は開催できなかったという事情があって、この24年度も開催ができるかどうか分からないので、当初予算が400万円というふうになっていたんだと思います。これが開催されることになって、急遽増額補正になったという経過があるのだらうと思いますが、これは特別に大きな金額ですけれども、その他の盆踊りやよさこいや大相撲の関係は、そう大きな金額ではないんじゃないかというふうに思っております。要は、補助金にべったり頼るイベントというのも、また良くないと思うんですね。町民が企画して、自分達でやろうということで企画をしてですね、そしてある程度の補助金をもらうというふうな考えがあつてこそ本当の活性化じゃないかと思うんですね、補助金そのものは、あんまり大きな金額がいらぬのではないかというふうなことを思っております。そういう意味でですね、ぜひともやる気を起こさせるというふうな趣旨からですね、こういうふうな仕組みの導入を考えられたらいかがかと思うわけでございます。お答えは同じでしょうから、ぜひご検討をお願いいたしますとっておきます。

それからですね、このメロディのことですけれども、昭和58年ないし59年の設置ということで、約30年ぐらい経っているというふうなことでございます。しかし、その前から私らが子どもの頃から音楽が流れていたような記憶があるんですけれどもですね。町民がこういう音楽をどうするかということ自体もですね、町民参加ということで決めていくのが良いのではないかという趣旨で、こういうふうなことを質問しておる訳でございますので、では町民

の意向はどういうふうに聞くのかというふうなことが、その方法論としてどうやるべきかということが上がってくるんじゃないかなというふうに思っております。したがって、ぜひこの曲をですね、どういうふうにするかというのも町民の意見を聞いて決めていただきたいと思いますと思うんですけれども、それは例えばアンケートをとるとか、有識者会議を作るとか、そういったいろんな方法があるのではないかと思います。そういった進め方についてもう少し一つのアイデアと思うという答弁をいただきましたが、もうちょっと突っ込んでどのようにしていけばいいのかというふうなお考えはありませんでしょうか。

町長 お答え致します。まず、前段の活性化事業の件なんですけど、実はこの東庄町の事業につきましては、先程議員がおっしゃいましたようなラジコン航空ショーを地域で始めたいというふうなことから、こういった制度ができたんじゃないかというふうに私は理解しております。このラジコンショーにつきましても、2年ほど前、町民の方から情報提供がありましたので、どういったものかについてはインターネット等々で、私も調査をしているところでございます。ただあの、地形的な問題もございまして、川棚町で果たしてできるかということは考えられます。したがって、これに400万円の補助金が使われておりますので、これを除けば、そう大きな金額ではありませんので、ぜひ取り組んでいきたいと思っておりますので、予算提案の都度、ぜひご決定いただきますようお願いを申し上げます。

それからチャイムの件でありますけれども、このチャイムは実は、時報を知らせるという目的だけではないんですね。いわゆる防災無線が正常に機能しているかどうか、これを毎日確認をするために、このチャイムが放送されております。そこで今回は、この防災無線を更新致しますので、せっかくの機会ですから、一つの住民参加のための方法としてそういったことも考えていきたいと思っております。実は、今の正午の「野ばら」、夕方の「夕焼け小焼け」、これはあの良い歌で、例えば5時の「夕焼け小焼け」につきましては、子ども達の帰宅を促すような曲にもなっておりますので最適であるというふうに思っておりますけれども、いろんな町民の皆さん方の考えもあろうかと思っております。今、議員がおっしゃったように町民の皆さん方が作曲をして、それを採用するとか、そういったことも可能でございますので、今後、更新にあたってはそういった考え方で進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長 終わりですか。はい。

議 長 ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、久保田議員。

1 4 番久保田 1 4 番、久保田和恵です。通告文にしたがって質問を致します。

一番目、国民健康保険制度について尋ねます。国民健康保険加入世帯の所得を占める保険料の負担割合が9.9%と、過去最高になっていることが4月11日、厚生労働省国保実態調査で分かりました。また、国保加入者の平均所得は2010年度、前年度に比べ8.2%も下がっています。国保加入世帯を世帯主の職業で見ると、農林水産業、自営業の割合は年々減少して、2010年度を合わせて19%にすぎません。それに対して高齢者を含む無職が40%、雇われて働いているのに社会保険に加入できない被用者が35%で、この被用者は年々増え、02年度の30%から5%も増えています。雇用破壊による非正規労働者や失業者の国保への流入、自営業の廃業など、国保の貧困化が進んでいます。国保料の算定では、所得に関わらず頭割りで課せられる応益割部分があり、所得がなくても保険料が課せられます。そのために低所得者ほど所得に対する負担率は重くなります。重い負担のため、保険料を払いきれず正規の保険証を取り上げられたり、差押えも年々増えています。国保には低所得者が多く、社会保険や共済保険のように事業主負担や国の負担もないため、国庫負担なしには制度は成り立ちません。応益割部分を国の負担で引き下げるとともに、低所得者に対する広範な保険料の減免制度を設けて改善することは急務です。本町においても、4月の国保の改定により、国保世帯にとってかなりの負担増になりました。そこで私は払える保険料にするために、次の点について質問致します。

①18歳未満の後期高齢者支援の均等割の撤廃についてです。後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険や社会保険などの保険料算出の内訳に、後期高齢者支援金が加えられました。後期高齢者支援金は、後期高齢者の方々に

かかる医療費の内40%相当を現役世代が支援する目的で設けられた制度です。対象は0歳から74歳までの加入者全員です。生まれた時から加算される後期高齢者支援金の均等割8千円を、子育て世代の負担を軽くするために、収入を生み出さない18歳未満からの支援分の徴収を撤廃する考えはないか尋ねます。

次に、資産割の撤廃についてです。被保険者の固定資産税額に保険料をかけて計算される資産割になります。農機具の保管庫や使えない土地、住んでいない家を所有しているだけで、国保税に加算されます。資産割を撤廃する考えはありませんか、尋ねます。

③国保加入者の所得額が33万円未満の世帯の法定減免は7割の軽減措置となっています。後期高齢者医療制度では8.5割、9割となっています。同程度に引き下げる考えはありませんか尋ねます。

四番目、独自減免について尋ねます。国保税の減免には、先程の法定減免の他に、自治体には著しく所得が下がった場合などに重い負担にならないように申請によって減免する申請減免があります。県下21市町のうち、申請減免のない自治体は1市と東彼3町のみとなっています。日本国憲法には25条に、「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、全ての生活場面において社会福祉、及び社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」また、地方自治法にも「住民の福祉の増進を図ることを基本とする」としています。経済状況が大変な今こそ、申請減免を設けるべきと考えます。町長の考えを尋ねます。

五番目、限度額適用認定証を全ての国保世帯に交付することについて尋ねます。一ヶ月の医療費の自己負担額が、自己負担限度額を超えた時に、超えた分の医療費を請求できる制度があります。これが高額療養費制度です。高額療養費の支払いには二つの方法があります。一つは、一ヶ月の医療費の自己負担分を全額自己負担して、後から町の窓口で申請をして自己負担限度額を超えた部分を返還してもらう方法です。もう一つは、限度額適用認定証を保険証とともに医療機関に提示することで、窓口の支払が自己負担限度額までの支払で住む方法です。しかし、本町では保険税の滞納があると認定証が交付されない場合があります。どんな理由があれ、すべての国保世帯に認定証を発行する考えはありませんか。

二つ目です。町民の健康について尋ねます。

まず一点目、特定検診の無料化についてです。特定検診は40歳以上、74歳以下の人を対象に、メタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群の予防、解消に重点をおいた生活習慣病のための検診保健指導です。平成24年度までに国で定めた基準受診率の65%達成しない場合、ペナルティが課せられます。受診率を上げるために受診料を無料にする考えはないか尋ねます。

二つ目、骨粗鬆症検査の受診年齢の見直しについて尋ねます。骨の量が減り、骨がもろくなって骨折しやすくなる病気で、閉経後の女性や、高齢者に多く見られる病気です。骨粗鬆症の初期では痛みなどの自覚症状がないことが多く、骨折によって初めて分かる場合があります。高齢者の骨折は寝たきりの原因の一つで、そのまま介護状態になる恐れがあります。5年ごとの検診を見直して毎年実施する考えはありませんか。

三つ目、麻疹風疹予防ワクチンの完全接種について尋ねます。免疫が不十分な人が多い世代への対象として、08年から12年までの期間限定で、中学1年生と高校3年生相当年齢への無料追加接種が実施されました。本町受診者の数は中学1年生の接種対象者155人、未接種者10名で93.5%の接種率、高校3年生対象者156人、未接種者1人、接種率は98.1%となっています。未接種者の完全接種と、ワクチンの無料継続をする考えはないか尋ねます。

町長 久保田議員から二つの項目についてご質問いただきましたので、それぞれ答弁を致します。

まず、国民健康保険制度についてであります。これにつきましても5項目にわたって質問いただきましたので、順番を追って答弁をまいります。

まず①のご質問にありました後期高齢者支援分とは、平成20年4月より75歳以上の方が全員加入する後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険加入者の保険税の算定方法が変更された折に新設をされたものであります。これまでの国民健康保険税は医療分と介護分により算定しておりましたが、後期高齢者医療にかかる費用の一部を、国民健康保険加入者からの支援金で負担してもらおうと、後期高齢者支援金が新設され、合わせて保険料を保険税で負担していただくということになったところがございます。したがいまして、健康保険組合や他の社会保険加入者も後期高齢者支援金分の保険料を同様に負担を致しております。

ご質問は、後期高齢者支援金分を18歳未満からの徴収を撤廃する考えはないかとのことですが、国民健康保険料につきましては、国民健康保険法第76条に本町が導入しております税方式では、地方税法第703条の4において定められており、18歳未満の方々においても被保険者であり、撤廃する考えはございません。ご理解をお願い致します。

次に、国民健康保険税の資産割を撤廃する考えはないかのご質問ですが、これにつきましては平成22年12月定例会においても同様のご質問を受けましたので、その折には「所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別均等割総額の3方式を採用致しますと、それぞれの負担割合が増加となることが予想されますので、現時点、その時点では考えておりませんが、県内他市町の動向を見据え、今後税率等の改正が必要な時期においては検討したい」と答弁を致しておりました。この度、税率改正を行いました。県内21市町うち、12市町が現在でも資産割総額を導入した4方式を採用しておりますので、本町におきましても、引き続き資産割総額を含めた4方式を採用したところであります。したがって、資産割を撤廃する考えはございません。

次に、③でございますけれども、国民健康保険税の所得割額33万円以下の法定減免は7割であります。後期高齢者医療制度並に軽減措置する考えはないかのご質問ですが、議員もご承知のとおり、国民健康保険税にかかる法定減免は7割、5割、2割の軽減措置であり、川棚町国民健康保険税条例に定められているとおりであります。この減額につきましては、低所得者階層に対する国民健康保険税の負担の軽減を図るため実施しているものであり、当該減額に伴う国民健康保険税の減収分については、一般被保険者にかかる減税分は保険基盤安定制度での交付による財源措置がなされておりますし、退職被保険者等にかかる減額分は療養給付費交付金により措置をされております。しかしそれ以外の減免については、財源の補填がなされないため、後期高齢者医療制度並に引き上げる考えはありません。

次に④でございます。自治体には著しく所得が下がった場合、申請によって減免される制度があります。本町も申請減免を設ける考えはないかのご質問ですが、国民健康保険税の減免については、市町村の条例の定めるところにより、減免が行われるとされておりますが、低所得者に対する減額賦課とは異なり、原則として減免した額の補填は行われておりませんので、限られた範囲の

ものについてできるものと、このように認識を致しております。

ご質問のとおり、川棚町国民健康保険条例では、当該年度において所得が皆無となったために、生活が著しく困難となったものについての保険税の減免規定は設けられておりませんが、昨今の社会情勢ならびに他市町の状況を勘案して、今後、整備をしたいと考えております。

5番についてですが、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証についてですが、この制度は国民健康保険被保険者で限度額適用認定証の交付を受け、医療機関に提示すると医療費の窓口負担が一定の要件のもとで自己負担限度額までの支払いで済むこととなります。一時的な費用負担が軽くなる制度であります。

ご質問では、国民健康保険税の滞納が有り無しに関係なく、認定証を交付する考えはないかとのことではありますが、認定証が必要な方は高額医療費の負担が発生した世帯であり、全ての被保険者ではありませんので申請主義と致しております。また、滞納がある方が交付申請に見えた場合でも、一部納付または納税に関する相談を受け、誓約書等を交わして交付を致しておりますので特に問題はないものと考えております。したがいまして、全ての国保世帯に交付する考えはありません。以上、答弁とさせていただきます。

次に、町民の健康についての質問にお答え致します。これにつきましても、三点質問をいただいておりますので、順次お答え致します。

まず①についてではありますが、特定検診の受診率向上に向けて受診料を無料にする考えはないかのご質問ですが、本町の各種検診においては、特定検診を含め、それぞれ受診する検診ごとに、およそ1割程度に相当する個人負担金を徴収し実施を致しております。この負担金につきましては、受診された方の検診、受診対価にかかる費用負担の一部として捉えておりますので、今後においても特定検診に限らず、各種がん検診等における個人負担金の無料化については考えておりませんので、ご理解をお願い致します。

②の骨粗鬆症の検診を毎年度実施する考えはないかのご質問でございますが、昭和53年当時、第1次国民の健康づくり対策の一環として、18歳から39歳までの婦人を対象として、婦人の健康づくり事業が開始され、平成6年から8年度には、その一環として骨粗鬆症検診を実施、さらに平成12年には骨粗鬆症が骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展により、その増加が予想

されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的として女性を対象とした骨粗鬆症検診が実施されてきております。

国が定めた骨粗鬆症検診における対象年齢は、40歳から70歳までの5歳ごととして、健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業にかかる県費補助金として、予算の範囲内において交付するものとして要綱で定められております。本町におきましては、20歳からとして年齢を拡大して実施をしている状況ですが、他検診と同様に毎年度実施する考えはありません。

③の中学1年生、高校3年生を対象とした風疹予防ワクチン接種の未接種者が全て終了するまで無料化を継続する考えはないかとの質問ですが、この対象者への麻疹風疹混合ワクチンにつきましては、平成19年の中学生、高校生、大学生を中心とした麻疹流行を受けて、平成20年4月1日から5年間の時限措置として、第3期中学1年生に相当する年齢の者と第4期高校3年生に相当する年齢の者に該当する年齢の者に対して麻疹風疹ワクチンの定期接種が始まり、本町においても実施をしてきたところであります。

なお、今後についてであります。国における厚生科学審議会、感染症文化会、感染症部会、麻疹に関する小委員会が開催されており、麻疹に関する特定感染症予防指針の改正について、今議論がなされているところでありますので、その動向を見据えて考えてまいりたいと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1 4 番久保田 全て考えていない、全てじゃありませんでした④番目を今後整備していきたいということでしたけれども、それ以外は考えていないという答弁でした。

まず一点目です。川棚町広報の4月号で条例が改正したことによって、こういうふうみなさんに町民に知らされました。特定検診に行った人に配られたんでしょかね、こういう黄色い紙で、大体どのぐらいになりますという計算のあれが町民の方に渡されたと思います。私も計算をしてみました。私がいつも例に出すんですけれども、40歳代夫婦2人、子ども2人、固定資産税が3万円ありますということで、総収入312万円にしてみました。これが所得額が200万円、計算しやすい額になります。これだとですね、37万2,220円になるんですね。そしてこれに国保加入者ですから年金が36万円、2人

分で。これが73万2,220円、これが総収入に占める割合が24%ぐらいになります。これに町民税、県民税、消費税、これを合わせるとですね30%近くに税金だけでなるわけですよ。そしてこれに住宅ローンや教育費を払って、それでなおかつ少子化を食い止めて子育て世代の生活が、子どもを産みましようかという気持ちになるのでしょうか。町長はどうお考えでしょうか。この税金の高さをどう考えられますか、国保税も含めてですね。この312万円の4人家族の世帯にとって、この税金は妥当だと思われませんか高いと思われませんか。

町長 妥当であると判断致しております。

14番久保田 妥当であるとお答えになったのでびっくりしてついつい立ち上がってしまいましたが、ではですね、県北振興局に生活保護の計算の基準を聞きました。そして、自分なりに計算してみました。夫婦2人、子ども2人、4人家族です。この人達の生活保護の計算をしてみました。1類、2類、住宅費、教育費、これを計算しますと239万748円になります。これでこの方達は国民健康保険料が無料になります。それから給食費、それから住宅手当ももちろん出ますね。そしたら病院の窓口の負担も免除されます。今、生活保護がいろいろバッシングがありますが、これは県北振興局が認めた、県も国も認めた、これは基準です。憲法25条で守られた人間らしい生活をする基準ではじき出された金額が、この金額なんですね、239万円。先程の312万円の方達と比べて、どちらの生活が苦しくて、どちらが生活しやすいと思われませんか、尋ねます。

町長 今、久保田議員からは縷々質問があつておりますけれども、久保田議員から質問をいただいたのは、均等割額の8千円を18歳未満の者から徴収することを撤廃しなさいと、こういったご質問をいただいておりますので、それに関連しての質問をしていただければ大変ありがたいと思います。したがいまして、ただいまの質問に対しての答弁はありません。

14番久保田 分かりました。ではですね、皆さん役場の方達が入っていらっしゃる共済組合、それと一般会社に働いていらっしゃる方達の社会保険ですね、これを計算してみました。するとですね、26万円を月の報酬月額にしますと、共済掛金の人は年間13万円2,600円払えばいいんです。それから社会保険の人は31万3,800円、しかしですね、この中には奥さんが働いても130万円を超えなければ、ただの扶養に入れるわけですよ。先程、私が言い

ました生まれたての赤ちゃんから18歳まで収入を生み出さない子ども達、この人達から8千円取ったら、年間1万6千円ですかね、1万6千円ですね、1人ですね。そしたら、それだけ納める保険料が楽にはなるわけですよ。そして、子ども達を産んで欲しい、少子高齢化を防ぎたいという考えであればですね、少しは考えていただきたいと思います。というのはですね、私は彼杵と波佐見に聞いてみました。支援分の金額を聞いてみました。すると東彼杵町は後期支援分が比べたらよく分かると思います。22年度は4,400円でした。23年度改正がありまして6,100円でした。波佐見町は同じく今年度改正がありましたが23年度は4,800円、今年度は6,600円に上がっております。川棚町は8千円です。これを高いとは思われませんか。どうして東彼杵町は人口も高齢者も、もしかしたら数は少ないと思いますが、波佐見町は川棚町と比べて大して変わりはありませんでした。こういうふうに24年度の国民健康保険のチラシをもらってききましたが、医療給付費なんかを比べてもですね、川棚町とあまり変わらない。なのに、支援金の均等割の部分がこんなに高いのはなぜでしょうか。

町長 お答え致します。今、波佐見、彼杵と比べて川棚町の支援分の8千円が高いというようなご発言がありましたが、確かにそうっております。これは全体的に見て、波佐見町、東彼杵町よりも川棚町の全体的な医療費が高いということからそういうふうになっているものと私は認識をしておりますが、これについては議員、税条例を提案したときに、すでにご理解をいただいているものと私は判断を致しております。以上でございます。

議長 久保田議員、通告文についての1、2、3、4、5、5つについて、それぞれ分けて答弁がっております。比較をして高いか安いかという論点での議論は、若干、通告文から外れているのではないかと思います。そのへんは整理してご質問をされた方がよろしいかと思います。

14番久保田 私は税条例の時には反対しましたので。

それでは、どれも考えがないということですので、真剣に考えてもらいたいと思います。それとですね、4番目に持ってきました独自減免の申請です。申請があればということでしたけれども、先程、町長が行政報告でありましたように、コバレントさんの川棚町の町民の方達の中にも42人の方がやむなく退職をされています。このときに応分の退職金は払ったから当分の生活は安定し

ているだろうということでしたけれども、そうではないと思います。これはもう本当、苦汁の選択をされたと思うんですけれども、結局ですね、国民健康保険というのは、前年度の収入によって決められるわけですから、このようにすごい減額をされれば、とても払えないという状況が生まれますので、ぜひこのことは真剣に考えていきたいと思います。

それと5番目の認定証を出さなくても相談窓口に来れば乗っていただけるということでした。けども私、行政の窓口に行ったら申請を、認定証を出さない方もいらっしゃるというふうにおっしゃいました。出してる方もいらっしゃるけど、認定証を出さない人もいらっしゃるということでしたけども、その違い、滞納者の分の中で認定証を出してもらえる人と、出していないもらえない人との違いはどこなんでしょうか。

町長 お答えします。まず最初に行政報告で私が述べたことに対して議員が発言されましたけれども、あの発言は要するに会社からそういう報告を受けたということで発言をしたわけでございます。私がそう思ったわけではありません。会社の方からそういった手当が十分なされておりますので、当分は大丈夫だろうと思っているという発言をされましたので、そういうことをお知らせしたわけでございます。

それから二番目の認定証の問題ですね。滞納者がある方については納税相談等を受けて、そして交付をしているというふうに答弁を致しました。今、議員からは交付をしてもらえないケースもあるというふうに発言がありましたが、私はそれについての報告を受けておりませんので、この件については担当課長の方から答弁をさせます。

健康推進課長 答弁を致します。基本的には全ての方ということで良いと思いますが、金額的に多い、少ないということで交付をしないということは聞いておりません。来ていただいて、制約もしない、お金をいくらかでも入れてくれないという状況であればですね、それはもう一回考えなおしてくださいということでの断りはしている分があるかと思いますが、しかし、最終的にはですね、どうしても当然、生活に苦しいということであれば交付をしなければならないという考え方でおります。以上です。

14番久保田 ではそのように解釈したいと思います。今、窓口にですね、払うお金がなくて、尊い命が受診の遅れで亡くなるということが全国でも70件近

く発生しております。やはり相談に乗ってですね、できれば認定証を皆さんにお渡し願うようにしていただきたいと思います。

そしたら次に町民の健康についてですけれども、特定検診の無料についてというのはですね、結局、24年に診査の65%に達成しなければ国からペナルティが掛かると、川棚町では1,700万円程度と聞きました。私は、特定検診の受診料の500円を今年度の対象者2,980人と聞きましたので、これにかけ算をしてみますと149万円で済むわけですよ。そして、調査で調べましたらですね、佐々町が特定検診は55%ぐらいを23年度で上げていらっしやいます。これをどうしてこんなに受診率を伸ばせられたのかと聞きましたら、特定検診料を無料にしているとお聞きしました。この149万円程度で済むのであれば、ペナルティを掛けられるよりも受診料を無料にする方が良いのではないかと私は考えます。町長はどのように考えられますか。

町長 お答え致します。まず今の質問の中で佐々町の事例がありましたけれども、確かに佐々町さんはそういうことで無料にされておまして、受診率が高いようでございます。たぶん長崎県内では一番高いんじゃないかと思っております。実は、各町の受診状況、それから一部負担金の状況を調べたときに佐々町さんはそういった効果があったおりましたけれども、他の町ではこれは担当課で調査をさせましたけれども、そう効果はあっていないという報告を受けております。そしてこれはですね、以前は川棚町も無料だったわけです。財政状況が厳しいということから一部を負担してもらおうという考えで負担金制度が発足を致しております。これは地方自治法で言う、いわゆる分担金の制度ですね、特に利益を受ける者から、その受益の範囲内で一部負担金、分担金を徴収しますよと、そういった地方自治法の精神にのっていただいているものであると理解をしておりますので、現時点でそれを無料にする考えはありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

14番久保田 それでは、あと一回、受診の機会がありますから、できるだけ65%に近づけるように努力をしたいいただきたいと思います。このペナルティが本当に掛かるようであれば、私達議員の発議としてペナルティを掛けるなということで、国の方に言っていきたいと思いますので、それは努力をしていただきたいと思います。

二番目はですね、その骨粗鬆症を一回見落とせば10年後になるわけですね。

私も見舞いに国立病院なんかに行きますと、いらっしゃる方が骨折の方が多い。高齢者になって骨折になれば、それが寝たきりにつながって介護につながると。それと川棚町はですね、やはり20歳代から始めているというのは、これは大いに評価することだと思います。20歳代から始めている。今、若者達が過度なダイエットをしております、そういうのが将来骨粗鬆症につながる恐れもあります。それから女性達は40歳代の閉経を迎えますと、やっぱり骨粗鬆症になる恐れがあります。やっぱり5年ごとに県から、そういう補助が5年ごとの検診というふうになっておりますので、20歳代から町が独自にやっているということでもありますから、できれば骨粗鬆症の検診もですね、川棚町独自で精神的に福祉の町を目指して取り組んでもらいたいというふうに思います。まあ検査料が1人2,940円、個人の負担は200円ということで町の負担にもなるでしょうけれども考えていただきたいと思います。

それから三つ目の麻疹、風疹のワクチンですね。私は行政側にお聞きした時が中学生10人、高校生1人でした。中学生の10人に対しては、いろんな努力をされておりました。学校に連絡をする。それから学校側から保護者の方に手紙を持たせる。子ども達に手紙を持たせるという努力をされておりました。けれども子ども達の方から親の方に案内が行っていないんだらうということでした。そして9月号には念を押して、風疹のことを広報に取り上げられておりました。せつかくこういうふうに広報に取り上げられるのであればですね、最後の最後の一人までワクチン料を、受けた子ども達と平等に最後まで無料にしてほしいと思うんです。これではある程度一定期間が過ぎれば有料になると書いてありました。だけど、今年もマスコミによりますと去年の1.5倍、そして男性に風疹の患者が多いと。その風疹の接種を受けたか受けていないかというのを記憶にないという子ども達が多いと聞きました。やっぱり川棚町から健康な子ども達を社会に送り出して、そして健全な結婚をして子ども達を産む、育てるということを目指すためにも最後の一人まで無料化を町独自として継続する考えはないか尋ねます。

町長 今、二点について再質問をいただきましたけど、まず後段の部分の麻疹、風疹のワクチンですね、これにつきましては先程言いましたように、5年間の時限措置として現在行われておりました、その最終年度でございます。これはですね、国で廃止になりますと町で単独ですることは非常に難しゅう

うございます。町で実施をしているのは、全て国の予防接種として認められたものだけしておりますので、町独自で予防接種をするのは、万一、健康被害等が発生した場合に、その対応ができません。そういうこともありまして、町で独自に予防接種をすることは考えておりません。ただですね、議員も先程おっしゃいましたように、これについては未接種者の把握ができております。したがって、未接種者に対して接種をしていただくように今後啓発活動をしてまいりたいと思っております。

それから5年間の限定措置ではありましたが、先程言いましたように国の麻疹部会で今、これの継続等々について議論されております。その結果によって、また判断をしていきたいと、こう思っております。

それから前段の骨粗鬆症についてでございますけれども、これについてはですね、やはり5年に1回が国の制度として措置をされておりますので、この骨粗鬆症の検診を毎年する必要があるのかなのか私もよく分かりませんが、おそらく毎年は必要ないんじゃないかと、そういったことから5年に1回というふうに決められているものと私は理解を致しております。そういったことで、その国の制度に基づいて対応してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

14番久保田 以上で終わります。

議長 次に、福田議員。

3番福田 3番、福田徹。ICT情報通信技術の活用について二点を質問致します。

一点目は、公文書のファイリングシステムの導入と電子化についてであります。役場庁舎の老朽化による弊害は、耐震性はもとより、窓口での個別対応でのプライバシー問題など、住民サービスへの影響も大きく、これまでの一般質問でも庁舎建設や庁舎内の改善が求められてきました。そしてようやく庁舎建設基金の創設が決まり、役場庁舎建設へ向けた動きも始まってきました。

庁舎の抱える問題は、老朽化などハード面ばかりでなく、増加する事務と紙ベースでの資料の増加による事務スペースの手狭さなど、庁舎環境の課題も見えます。庁舎のデスク周りの保管スペースは満杯で、庁舎内にあふれ出しているのが現状ではないでしょうか。この問題は、これまでの文書の取り扱いや処

理方法では解決できないのではないかと思います。

そこで北海道ニセコ町で採用されているような文書管理システムの構築ができないでしょうか。ニセコ町では平成12年度に導入され、現在の本町のような机の上にあふれていた書類が、全てキャビネットに収まり、職員が退庁するときは机の上に何も無く、飛行場の滑走路のようになるということです。

千葉県我孫子市では、加えてノートパソコンも施錠してキャビネットに収納して退庁するなど、個人情報の保護も徹底されているようです。

次に、公文書の整理方法による事務の効率化と省スペース化のメリットについて質問しましたが、加えて書類など、紙ベースでの公文書の電子化についても提案したいと思います。紙ベースでの公文書を電子化することによって、書類の私物化が防げて、パソコンを通じた職員間での情報の共有化も推進され、文書検索時間や決裁書等の回覧時間短縮が図られます。この点については、人件費の削減効果として、行財政改革の面からも注目されています。とは言っても、実際に支出の削減ではなく、時間短縮分を給料に置き換えて、その分が住民サービスに向けられるものとしての効果として見るものだと考えます。また、ファイリングシステムの導入と電子化が実現すると、書類が山積みされた机の上も、その周り周辺も明るくすっきりし、職員はもとより、来庁者への印象も良くなるなど、庁舎環境の改善がなされるのではないのでしょうか。

この二点の改善案は、導入から定着まで、かなりの時間を要するようですが、その後の長い行政運営を考えれば効果は大きく、新しい役場庁舎が建設される前に導入されれば、なおさら効果は大きいと思います。町長はどう考えられますか。

二点目は、公衆無線LAN環境の整備について質問します。

本町では光インターネット環境を、昨年、町内全域に整備しましたが、最近のインターネット利用状況は、機器の多様化、小型化により、機器を携帯しての利用が増加しています。そしてそれを支える無線環境も整ってきていますが、さらに無料で回線が使用できる公衆無線LAN、ホットスポット、フリースポットと呼ばれるものが増えてきており、先進自治体では、公共施設に整備しているところもあります。

例を挙げますと、先日、我が川棚町議会を訪問された福島県猪苗代町では、平成14年度から町内主要公共施設、役場や体育館、または観光物産館など、

10箇所に整備してあります。猪苗代町では、設置にあたっては町民の方を初め、来町する観光客、ビジネスマンなど幅広い方へ無償の通信環境を提供することで行政情報の発信はもとより、さらなる利便性向上と町全体の情報化を進めることを目的とされております。

本町でも、役場庁舎及び中央公民館周辺で公衆無線LAN環境の整備を行うと、町民はもとより、役場職員や議会議員も活用できるのではないのでしょうか。例えば、議会や委員会においてデータの参照や提示が後日とか、休憩時間をとることなく、調査時間を待たなくてリアルタイムでの対応が可能となり、行政や議会の活性化に大いに役立つのではないかと思います。またそうすることで先程提案しました電子化された文書データも活かされるのではないかと考えます。そこで、町内に公衆無線LAN環境の整備をする考えがないか町長にお尋ねします。以上です。

町長 福田議員のICTの活用についてのご質問にお答え致します。

①の文書管理システムについてであります。本町では議員からただいま紹介がありました文書管理のファイリングシステムは導入は致しておりませんが、文書を管理するための電子化した文書整理簿を活用致しております。これはシステム委託費がいらぬようにと、平成14年にファイリングシステムを採用している長崎県時津町を参考に職員で開発したもので、文書を検索するときには、文書整理簿から簿冊番号を検索するというもので、文書整理簿の番号と、文書を編纂している番号を同じものとする事で文書検索を容易にしたものであります。議員ご質問のように、ファイリングシステムを導入致しますと、より迅速な事務処理ができるものと思われませんが、現在の庁舎ではファイリング書棚を置くスペースがないために、現実問題難しいと判断を致しております。なお、職員間での情報の共有についてであります。それぞれの文書整理簿の検索はできますので、全ての職員は見る事ができます。しかし、町で管理している文書は、膨大でありますし、担当課以外の者が検索して探し出すというのは非常に無理がございます。また、個人情報保護の関係もあることから、必要な書類は担当係に依頼するのが早いものだと、このように認識致しております。

次に、公衆無線LAN、フリースポットについてあります。京都市や福岡市、浦安市など、観光地で多く整備がなされているようであります。そしてこ

れは、外国人観光客や災害時などを対象とされているものもあると思われます。ご質問では、この公衆無線LANを役場職員や議員も活用できて、行政議会の活性化に役立つとのことですが、役場に保管している書類をデータ化する考えはありませんし、データ化しても個人情報保護等の関係もありますので、これを外にオープンにすることはできないものと認識しております。そのようなことから現段階でフリースポットを公共施設に整備する考えはありませんので、ご理解をいただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

3 番 福 田 お聞きしたいんですけど、川棚町でも電子化して整理簿を作成して利用しているということですけど、私が先程申しましたファイリングシステムでの導入による効果を尋ねる場合に、その整理簿が活かされて同等のことがされているかどうか判断はどうされているかお聞きしたいと思います。

町 長 詳しくは担当課長で補足があれば答弁をしてもらいますが、実は川棚町でも過去にファイリングシステムを導入しようということで検討されてきております。そして現状では、スペースの関係でこれが不可能だというふうに判断致しまして、そして先程言いましたような、いわゆる文書検索のシステムを職員で開発をして、未だそれを運用しております。庁舎建設等が完了致しますと、そういった時期にはファイリングシステムが良いのではないかと、私の考え方はございます。

3 番 福 田 整理簿がされてて、誰でも担当課外の方でも検索はできるということで共有化されているということでしたけれども、役場の中では往々にして担当者が今日は不在、出張とか休みということで後日ということが私は多いかなと思うんですけど、そういった苦情、苦情とまでは言いませんけど、そういった対応が多いと思うんですけど、そこらへん把握されておりますでしょうか。私だけでしょうか。

総務課長 お客さん、住民の方が窓口に来られて、通常であれば情報公開というのが通常なんですね、役場の情報を提供する。そういった時には、聞き取りをして申請書を書いてもらうというようなことです。普通の業務の中で、こういった業務はどうなのかということに対して、以前の文書を探し出してするというのは、たまにはあると思いますが、そういった時にも職員で検索をして、そういった対応はしてくれているものというふうには思っております。以上です。

3 番 福 田 情報公開の面からも、なかなか電子化して共同で利用することは難しいということでしたけれども、私はセキュリティと言いますか、いろんなファイヤーウォールとかをかけて、そういったものこそ保護されていくんじゃないかなと私は思うんですけど、特に今から情報公開、例えて言いますと、今取り組んでおられる見守りネットワークとか、そういったところで必ず個人情報が出てくると思うんですけど、そういった時にも、いろんな段階における規制をかけていくことが電子化するとしやすくないかなと思います。紙ベースですと、またその相応の段階毎にまとめて保管していくということになりますので、そこらへんはどんなお考えでしょうか。

町 長 ちょっと質問に対する答えとはまた違った方向で答弁をさせていただきまますけど、実はこういった情報化をすることについては、個人同士、1対1同士で、いわゆる情報交換をする場合には、本当にこういった制度を活用することが効果的だというふうに思っております。ただ、この行政事務となりますと、例えばですね現状で紙ベースで来る文書が多い訳ですね。これを全てスキャナーして電子化すると、今度は逆にインターネットで送信してきた文書については、現在ではプリントアウトをして文書として保管しております。これはなぜならば個人と違って担当者だけが、この文書を保管するということがなくして、処理をして上司に決裁を仰いで、というそういった作業が生じてまいりますので、そういったパソコンでの処理ができないんじゃないかということで、現在進んでいないのが現状だろうと、これが私の認識でございます。

3 番 福 田 今決裁するには文書をプリントアウトして紙ベースでまわすということですが、それこそ電子決済という方法が今進んできているんじゃないかなと思うんですけど、電子決済のメリットは発信されて決裁までいく時間短縮も、持ち回っていくよりも早いという単純な一つのメリットですが、最初の起草者っていうんですかね、最初の方が今どこにあるのか、文書がどこで決裁待ちなのかとか、そういったものまで電子決済では分かるので、やっぱり事務の効率化、把握している担当者の仕事配分とかにも影響が来るんじゃないかと私は思いますので、電子決済は、ここのファイリングともまたちょっと違うんですけど検討されてはどうかと思うんです。それだけでも庁舎内を回っている文書の紙量も減るんじゃないかなと思いますがいかがでしょうか。

町 長 いかがでしょうかと言われても、ちょっと判断をしにくいわ

けですが、今議員がおっしゃるように情報推進技術の発達というのは、日々変わってきておりました、今後もさらにこの技術は高まるものであろうというふうに思っております、町内にも役場に限らず全体的にそういった普及がなされていこうと思っております。したがって、今後それに対応できるように、日々研究をかさねていきたいというふうに思っております。以上でございます。

3 番 福 田 最初の答弁の中でも、ファイリングシステムの基盤の課題となりますキャビネットですね、共有する書類を保管するキャビネットの設置場所がないということでしたけれども、また新庁舎を建設する折には検討したいということでしたけれども、それはできて引っ越してやるというと、また同じようなスペースの使い方をしていくと、なかなか置き場所を新たに作ってから即座に運用といいますかね、そういうファイリングシステムになじむというか、職員がなじむという、これには導入には5年とか10年、その間はコンサルといいますか、そういったところからのアドバイス、指導とか勉強会を重ねてファイリングシステムの活用方法を定着させていくという事例を聞いております。全庁的じゃなくて、ある部署から試行的に進めていくというふうなやり方が、よそではとられているようですが、キャビネットの置き場がないというよりも、今溢れているものを片付けていきながらやっていくという方法がとれたらいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

町 長 どうでしょうかというふうなことが言われましたけれども、現状では考えておりませんので、それに対する答弁もないわけですが、実は、おっしゃるように庁舎の建設について検討委員会も設置をされて、協議をしているところであります。したがって、当然、ファイリングシステムについても導入しようとする場合には、事前にそういった研究もしていきますし、今議員がおっしゃったように、その前にある部署を特定して、いわゆる試行的なことをやってみたらどうかというような発言もありましたので、ある一部の部署だけでは非常に難しいような気がしますけど、例えば議会事務局とか監査委員会とか、ごく限られたところでは可能ではないかと思っておりますので、今後、研究をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

3 番 福 田 ある部署といいますが、よその事例ではそういうふうなきっかけというのは、自治体毎に決められていいんじゃないかと思っております。そこが研

究される中で検討されていいんでしょうけど、ファイリングシステムの導入の必要性ですね、というのをインターネット等で調べたところ、まずこれを取り入れるきっかけですね、必要性をどういうふうに見たかといいますと、行財政改革、一番目に行財政改革、二番目に新庁舎の建設、三番目に情報公開、個人情報保護制度の観点からということと四番目に合併がありましたというような、いくつかの例からするとそういうのが挙げられるということでした。その公文書の管理についてですね、平成21年7月に国及び独立行政法人等を対象とした公文書の管理に関する法律というのが制定されて、その中の34条、地方公共団体の文書管理についても、この法律で定めるものに「法律の趣旨に則り、その保有する文書の適正な管理に関して必要な政策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」とあります。これには努力義務ですけども、そこらへんは検討はされたんでしょうか。

町長 お答えいたします。ただいまの議員がおっしゃった21年7月に制定されました公文書に関する法律に基づく検証、そういったものは具体的にしておりませんが、常日頃からそういった文書管理、文書整理、あるいは事務の効率化については研究をしながら進めているところであります。以上でございます。

3 番 福 田 先程の一番目に行財政改革の観点からもということを行いましたけれども、その中で青森県弘前市、その中で職員提案政策研究事業と、これは川棚町で先程町長が答弁の中で言われました職員提案の規定、そういったところで研究されて提案された事業と認識しているんですけど、平成23年度、その中の一つにスマイルメーカープロジェクト、その報告書で公文書の管理方法の見直しという中で、文書検索については、一日2分、一日13回、一日26分、年間232日としますと99時間、12日分ということが言われております。

それと似たような報告で、千葉県我孫子市、我孫子市ではそういうふうな見方をした上で、これを人件費に充てておられるわけです。一人当たり、日数とか時間とかは違うんですけど、我孫子市では職員1,000人で約2億円の削減効果があると、川棚町で置き換えますと、1,000人ですので100人として2千万円、もうちょっと23年度決算の給与の方から私なりに計算すると1,600万円ぐらいになるのかなと、これは正確な数字じゃありませんけれ

ど、おおよそそういうふうなことも出てくるんだろうと、1,600万円。

こういうふうに費用対効果ですかね、これが長年、行政運営していく中で積っていけば、相当な導入経費を上回ってくるんじゃないかなと思います。そういうふうな人件費相当額で行政の時間短縮、効率化という面を見ることについてはどんなお考えでしょうか。

町長 お答えいたします。今あの、議員からは公文書の管理方法を見直すことによって職員の労力時間が減ったと、それを人件費に換算いたしますと2億円、川棚町では2千万円の削減効果があるだろうと、それをどう思うかというような質問であったわけですが、そういった効果を見込んで私たちは日頃から事務の効率化に努めておるわけですので、それは議員がおっしゃったとおりであろうと、このように認識をいたしております。以上でございます。

3 番 福田 そういう認識で取り組んでおられるということですので、新庁舎を建設する時には検討されるということで、ぜひ研究を進めて職場環境、または庁舎環境の改善のためにも取り組んでいただきたいと思います。

二番目に質問しておりました公衆無線LANですね。これは先進地では観光地があるんじゃないかということでしたけれども、私は観光地のほかに調べたところ、まず最初に上がるのが各自治体が設置したところでは図書館があるのではないかというふうな一番に書いてある報告書等がありましたので、これは観光地と言いましても、例えば川棚で言えばくじゃく荘みたいな宿泊施設ですね、民間でありますと一番早く導入しているのがホテルとか、あとは長時間滞在する喫茶店とか、そういったところじゃないかなと私は思っているんですけど、庁舎にここは公民館がくっついてます。それで一石二鳥じゃないかなと思いますので、できればこの役場付近にそれを設置していただくと、いろんな利用方法が出てくると思います。先程、町長は個人情報面の面とか、いろんな面でできないと、やる気はないというような答弁でしたけれども、これはもう少し検討されるべきじゃないかなと私は思います。そういうことが観光を町の目玉にも持ってきているような川棚町ですので、取り上げていくべきじゃないかなと思いますが、研究してみようという気は起られないでしょうか。

町長 お答えいたします。先程も言いましたように、この情報化社会というのはどんどんこれからも進んでまいりますので、当然、研究課題の一つで

はあるという認識は致しております。ただ、先程答弁をした中ではですね、公文書というものはセキュリティーの関係で、すべての人が見るということにはならないわけですね。皆さん方に見ていただくのは、町のホームページ等々で紹介をいたしておりますので、そこで十分見れると思います。

それから図書室に設置をしたらどうかということで、具体的な提言もありましたので、これについては今後検討してみたいと思います。ただあの、議員もたぶんご承知と思うんですが、今 iPad とかスマートフォンが普及しておりますけども、このスマートフォンにもテザリング機能ですか、これが付いているスマートフォンはフリースポットの役割を果たしますので、わざわざこういったものを行政で、例えば駅前とか、町内のあちこちにとか、現時点で必要なのかなと、行政のために必要かどうかの判断が私はまだしかねておりますので、大変やる気がないような雰囲気を受けられたと思いますけれども、そういった状況もあって現在は取り組む考えはないというふうな答弁をしているところでございます。ご理解いただきたいと思えます。

3 番 福 田 終わります。

議 長 ここでしばらく休憩いたします。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、小田議員。

1 1 番 小 田 1 1 番、小田です。耕作放棄地の利用促進について尋ねます。

かつてのみかん栽培のオレンジベルト地帯は、農業を取り巻く様々な要因で、そのほとんどが耕作放棄地となっています。農業委員会により、耕作放棄地の調査が行われ、その有効利用については認定農業者に耕作放棄地有効利用促進事業により利用の斡旋が行われていますが、平成 2 3 年度は 1 件のみの状態です。そこで他の町が行っております「もみじの葉っぱで町おこし」や「桑の葉で町おこし」などの先進事例を参考にして耕作放棄地解消対策を行い、農業の活性化を図る考えについて、次の四点を尋ねます。

①耕作放棄地対策の今後の対策や展望について、大筋なことを尋ねます。

②先進地事例を参考にして、新たな特産品の栽培を進める考えはないか尋ねます。

③各地において「家庭菜園公園」と称して整備し、家庭菜園や食育教育の一環として幼稚園や小学校などに貸し出しをする考えはないか尋ねます。

④耕作放棄地を利用し、町花であるオニユリ栽培コンテストを行い、町おこしの一環として取り組む考えはないか尋ねます。

以上、答弁をお願い致します。

町長 小田議員の耕作放棄地の利用促進についてのご質問にお答え致します。

ただいま議員からは4項目にわたってご質問がありましたので、順次ご答弁をさせていただきます。

まず①の耕作放棄地対策の今後の展望はということでお尋ねでございますが、耕作放棄地は農業者の高齢化、担い手の減少、不在地主の増加や農作物の価格の下落、有害鳥獣被害の拡大等による生産意欲の減退から増加しており、本町においても山間部の樹園地や畑を中心に約130ha、農地面積の約20%が耕作放棄地となっているところであります。耕作放棄地が及ぼす周辺地域への営農環境への悪影響と致しましては、病虫害、鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障が考えられます。また、生活環境への悪影響としては、土砂やごみの不法投棄、さらに中山間地域上流地域で発生した耕作放棄地は、下流地域の国土保全機能の低下をも招くことになると考えられます。対策の今後についてであります。基本的には耕作放棄地の解消は、農地の所有者の責務になっており、耕作放棄地の中でも優良農地として利用が見込める農地につきましては、引き続き農業委員会で解消の勧奨を行っていただき、担い手とのマッチングを行って、農地の有効利用に努めていただきたいと、このように考えております。

ただし、既に山林化して農地に再生するのが困難な農地につきましては、適正な手続きにより、山林に位置づけ、積極的に地域環境資源として保全することも一つの方策ではないかと、このように思っております。

昨年実施した農地利用状況調査の結果をもとに、優良農地として利用が見込める農地については該当農家を中心に、その解消等についてアンケートをとっ

ておりまして、その中で売りたい、貸したいとの農家の意向確認をされておりますので、農地の斡旋等が今後行われているものと、このように認識を致しております。

次に、②の先進地事例を参考にして、新たな特産品の栽培を進める考えはないかのご質問ですが、耕作放棄地解消のための先進優良事例としては、ただいま議員からもご発言がありましたが、県内では五島列島でのツバキの植栽があります。ツバキ油を特産品として、より多くのツバキの植栽が行われたことによりまして、耕作放棄地の解消につながったようであります。その結果、資生堂とのツバキ油の契約栽培が実現するなど、生産面でも効果を発揮を致しております。本町でも条件不利地である耕作放棄地を解消したあとに、何を生産していくかが非常に難しい問題であり、継続的な農業生産をしていくことが重要なことから、その解消後の作物については、農業委員会や農業振興協議会幹事会等で検討されておりますが、小串地区では昨年度より県の農山村活性化支援事業を利用し、いちじく、ブルーベリー、アーモンド、すもも、さくらんぼの苗を購入しての試験栽培が開始をされているところであります。これは独自化を見据えた樹種を検討して購入したもので、この試験の結果がうまくいけば耕作放棄地解消後の植栽振興樹種として振興していけるのではないかと、このように考えております。

③の各地区に家庭菜園公園として整備し、家庭菜園や食育教育の一環として、幼稚園や小学校などに貸し出す考えはないかのご質問でございますが、町が主体になり、耕作放棄地を解消するため家庭菜園公園整備をすることは、現在考えておりません。ただ、優良農地として利用が見込まれる農地につきましては、土地所有者が農地として解消し、解消はしたが継続的な農産活動ができない状況にあり、家庭菜園としての貸し出しを希望される場合は農業委員会で積極的な斡旋を行っていただきたいと、このように考えております。

④の町の花であるオニユリ栽培コンテストを行い、町おこしの一環として取り組む考えはないかのご質問でございますが、オニユリは以前、町内にはたくさん群生をしており、花言葉としては「賢者、愉快、華麗、陽気、富と誇り」などから、町の花として指定されたものと認識を致しておりますが、近年、オニユリの球根のイノシシによる食害等により町内でも見るものが少なくなってきたようであります。そこで何とか増やす方法はないかと考えているところで

はありますが、球根を入手するとなりますと、球根の入手が難しく、また販売してあるユリの球根を見ていると、一球あたり300円から400円もすることから、これらを配布してコンテストを行うことは費用もかかることから実施することは非常に難しいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

1 1 番 小 田 まず第一の耕作放棄地の対策についてなんですけれども、耕作放棄地になった今までの条件、事情というのはよく分かります。しかしこうしている間にもですね、色別で農業委員会で調査をされまして、分けられておりますけれども、緑が黄色に、黄色が赤にというふうにして、どんどん進んでいく状態であります。そこでですね、もっと早め早めの強い対策ということですね、所有者などにそれを解消するのを、改善するのを求めるばかりでなくですね、町がもっと率先をして進めていただければと思っております。

農は国の礎と私は考えておりますけれども、耕作放棄に関してこれ以上進まないようにですね、町としてもっと考えていただければと思っております。合わせてですね、基幹農道川棚西部地区の工事に今度あたられますけれども、その周辺近隣にもですね、道路の近隣にでも耕作放棄地があると思っておりますので、そこを利用してですね、町自体が観光と結びつけて施設、人を呼べるような施設などを今から造っていく考えはないかお尋ね致します。

町 長 お答え致します。耕作放棄地の解消、これは全国的な課題でございまして、今議員が発言をされましたように、早め早めの対策が必要だとは認識を致しております。それでそのための具体的な方策として考えはないかということでございますが、幸いにして小串地区の方でそういった試験的な栽培もやっておりますし、これが成功できれば第6次産業化ということも視野に入れての取り組みがなされておりますので、これを支援してまいりたいというふうを考えております。

それから基幹農道のことに触れられましたが、これは今年度着手されておりました、5、6年後には基幹農道が完成する運びになる計画でございまして、そこであの、当然このルート、沿線には現在耕作放棄地となっておりますけれども、手を加えれば優良農地に復元できる農地もあるようでございますので、そういったことを、いわゆる沿線の農地の耕作放棄地を解消するための事業も同時に並行して実施をしなければと、このように考えおります。

そこで、町が先程言いましたような6次産業化のための施設を造る考えはないかというふうなことでご質問がありましたけれども、現時点ではそういった計画は持ち合わせておりません。ただ、先程言いましたように、これは全国的な問題でありますので、農業振興を考えるときに、今議員が発言をされたようなことが一番重要な課題だというふうに認識を致しておりますので、今後努力をしてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

1 1 番 小 田 基幹農道周辺にですね、そういうふうな事業も実施しなければならぬと考えているというふうなご答弁でしたけれども、そういう場合にですね、新規就農者受け入れの支援事業としてですね、長崎県で農業を始めませんかとか、こういうふうなパンフレットを見つけました。こういうふうなパンフレット、その中を開けてみますとですね、新規就農者受け入れの支援事業を行っている市町村の一覧図というふうにありますけれども、東彼三町は全くその支援事業を行っていないというふうに私の資料では見受けられるんですけども、この点どうなんでしょうか、お願いします。

町 長 今あの議員がおっしゃったように県の方でそういった事業を取り組んでおられまして、東彼三町はそれに加わっていないというのは承知を致しております。実は、川棚町の場合を申し上げますと、まず耕作放棄地の状況、農地の状況調査をここ数年でやってきておりまして、やっとそれが終わったところであります。したがって今後、どういった取り組みをしていくか検討をする必要があると思っております。ただ、耕作放棄地を解消して、そして優良農地を作り、それを貸し出すことによって定住促進の対策にならないかということで、担当課の方には指示をしておりますので、今少しずつ研究もしてくれているものと、このように判断を致しております。議員がおっしゃるようなことで取り組んでまいりたいと思っております。

1 1 番 小 田 今、耕作放棄地の調査が終わって、今後検討するというふうに言われたのは前向きなことなんですけれども、何年間ぐらいを目途にして、どういうふうな方向で出していきたいかというふうな、そういうふうな見通しはありますか。

町 長 先程も言いましたように、現時点ではまだ具体的な目標年度までは定めておりません。これから取り組んでまいりたいと思います。

1 1 番 小 田 早くですね、そういったのを検討、研究して結論を出してですね、

「長崎県で農業を始めませんか」じゃなくして、これをですね「川棚町に来て農業を始めませんか、素晴らしい環境が待っております」というふうなことをですね、町としてアピール、強くアピールしていくことはできないでしょうか。

町長 そういった取り組みをしていかなければと、このように認識をしております。ただ一つ、私が素人として気になっているのが、イノシシ対策でございます。これをどのように被害が出ないような対策を、効率的な対策を取り組んでいくか、これも並行して考えなければ農業振興は非常に難しいと思いますので、そういったことを並行して研究してまいりたいと、このように考えております。

1 1 番小田 やっぱり一番問題になるのはイノシシみたいですね。イノシシ対策をするのにですね、狭い地域で考えるんじゃなくして広域的に考えていけば対策は十分とれるんじゃないかなと思いますので、これ以上、耕作放棄地が広がらないようにですね、早め早めの対策、検討をお願いしたいと思います。

それからですね、耕作放棄地に何を作ればいいのかというふうなことでですね、試験栽培をされているということで、それを私も知っておりますけれども、今の現状ではですね、私の地域でもそういうふうな試験栽培をしてあることすら知らない人が多い訳なんですよね。それで「何を作ればよかやろうか、なんば作ったっちゃ難しかけんさ」と、「もうちょっと簡単なものがあればね」とかいう話も聞きます。そこでですね、これは例えばなんですけれども、タラの芽、以前、タラの芽と言えばトゲがあるのがありましたけれども、今、トゲのないタラの芽が出ております。私も近隣の耕作放棄地を何とかしたいと思ひましてですね、人に言う前にまず自分で作ってみんばいかんというふうなことで、苗を取り寄せて、ちょっと栽培をしかけておりますけれども、それは季節的、短期的なものではありますけれども、例えば高齢者対策にはですね、そうたいした労力もいらずにいいのではないかと。それからあと他にですね、椎茸の原木としてですね、椎茸の原木を山になると言われればそれまでですけれども、椎茸の原木の栽培というのは、東北地方のああいうふうな放射能被害とか何とかでですね、原木が向こうのものは持ってこれない状態になっているそうです。それからあとは花木ですね、花木、五島では椿を植えて椿の実で椿油というふうにしておられますけれども、切り花としての花木とかというのもですね、試験栽培を一部ではなくして、各地区にですねそういったものを、こういったもの

の栽培も可能ではないですかというふうなことで地区に投げかけて、それぞれの地区においてですね、試験栽培みたいなのを進めていく考えはないかお尋ねします。

町長 お答え致します。耕作放棄地を解消したあと、何を作っていくのかというのが先程も言いましたように課題であると認識を致しております。そこで、川棚町では川棚町農業委員会、川棚町農業振興協議会で、それについてずっと議論がなされてきております。詳しくは私も承知しておりませんので、何か報告することがあれば農業委員会事務局長がおりますので答弁させますけれども、そういった中でおそらく今議員がおっしゃたようなことについても議論があっているんじゃないかと思えます。ぜひ、そういった意見をですね幹事会等に何かを経由して伝えていただければありがたいと思えます。以上でございます。

産業振興課長 耕作放棄地についてはですね、先程から言われているように耕作放棄地を解消したあとに何を植えるのかというのが一番重要なことだと思います。もう何年も前からですね、そこに植えるのは何が良いかということで、農業委員会、農振協の幹事会で検討をしております。その中でもですねなかなかこれといった作目が出てきません。中山のところではですねシキミの栽培とかですね、そういったことで実際やられているところもあります。その幹事会、農業委員会の中で一番管理しやすいのが、先程言った果樹というか、そういうものだろうということで、小串の方にそういったことで試験栽培を選んでいただいでですね進めようということで判断しております。タラの芽とかですね、言われているのはクヌギなんかが、よく言われているんですけども、そこは解消というか山になってしまいますので、いつも農業委員会の時というか、県なんかでも言っているのは、そこは山になってしまうということで解消ということではちょっと違うという判断はされています。以上です。

たぶんその樹木の中から生産するといいいんですけど、クヌギは木を椎茸の原木に使うということですので、解消作物ということでは判断されないということだと思います。

1 1 番小田 耕作放棄地の後に、それを改良して何を植えるか試験栽培をしている、何年経ったら何が良いという結論が出るんでしょうか。おそらく何年もかかるんじゃないかなと私は思います。これが良いというものは見出せな

いんじゃないかなという気はしますけども、そこはどうでしょうか。何年先に何が良いという見通しが立つと、そういうふうに見通しを立てて、この農業を立て直しをしていくという見通しはあるんでしょうか。

町長 お答え致します。何年かかるか分かりません。ただ分からなくても今一生懸命やるのが、今に携わっている私どもの努めじゃないかと認識を致しております。

1 1 番 小田 状況はすべて理解を致しました。ですから今あの、耕作放棄地を抱えてですね、何をどうすればいいだろうかと、高齢、もう半分農業をあきらめた人がたくさんいる状況です。そこでですね町の広報誌なりにも「耕作放棄地の放棄地の後作の問題として、町としてこういうふうな研究をし、こういうふうな取り組みをしています、皆さんご期待してください」ということで、そういう記事でも載せていただければありがたいと思います。

次にですね、家庭菜園公園と私はこう名前を付けて言いましたけれども、やっぱり今あの食育の教育というのもたいへんなされておりますので、誰でもが簡単にはいかないと思いますけども、家庭菜園的なものをですね、耕作放棄地を利用して整備をして、希望者がいつでも家庭菜園を利用できると、それに合わせて特に幼稚園、小学生あたりに作物はこうしてできるんだと、青いピーマンはこうして育てるんだと、あとは栄養価があるんだということを家族で勉強できるような家庭菜園、まあ地区に例えば補助金を出して整備をして広めるとか、そういうふうなことをしたりですね、あるいは小学校でも芋さし体験とか田植え体験とかがありますけども、それは一時的なものであるので、年間を通じてですね農業、あるいは野菜などとふれあうようなことを整備をして、食育教育の一環としてですね、利用して推し進めることはできないか、再度お尋ね致します。

町長 お答え致します。議員がおっしゃる趣旨は十分理解ができます。要は、借りたいという保育園、幼稚園あるいは学校があるかどうか、これはですね、もし借りたいという要望がありましても農家の皆さん方の協力がなければ続けることはできないと思います。そういった農家の皆さん方の協力ができるかどうかというのも課題だろうと思います。これについては、おそらく教育委員会としても調査はしていないと思いますので、今後、そういった調査等をしてみて、そして農家の皆さん方とのマッチングができれば取り組んでみたい

と思っております。

実は以前、そういった要望がありまして耕作放棄地の解消と、そして農地に子ども達を触れさせようというような思いがありまして、農業委員会の事務局長をしておりましたときに、白石郷の馬場に市民農園を開設をしたところがあります。これにつきましては幸い地主の方が年間を通じて世話をして良いよと言ってくださったものですから、そういったことができておりますけれども、そういう条件等々がありますので、そういったことを調査研究して進めていきたいと思っております。以上でございます。

1 1 番小田 借りたい希望があるか、農家の協力が必要である。それは当たり前前のことですね。ですから川棚町としてはこういうふうな特色のある食育教育をしているんだというふうなことを発信をするためにも、お考えいただきたいと思えます。

それから最後、四番目のですね、オニユリのことなんですけれども、本当に私も町内、オニユリに対してどこにあるのかなというふうにして見て回りましたら、役場の玄関に少しありますね。それから各地に点々としております。それで町の花オニユリというふうなことですね、やっぱり町花である以上は大事にせんばいかんとじゃなかろうかなということを私も考えましてですね、そこで各地区でガーデニングコンテスト、今はフォトコンテストになっておりますけれども、そういうふうなガーデニングコンテストに参加されている地区団体もあるようですので、そのような団体にですね、例えばガーデニングのところに「オニユリ植えましょう、植えてください」、あるいはその地区でですね耕作放棄地を利用して経費がかかりますが、一株当たり300円から400円、長い目で見れば各地区に種子を配布をして育てていただけると、長い目で見るとあの事業は良かったねというふうにつながると思いますが、その点いかがでしょうかお願いします。

町長 一番最初に言いましたように、オニユリは町の花でございますので、近年の状況を見ても何とか増やす方法はないか、思っているところでもありますけれども、何せそのやっぱりイノシシの被害がありまして、大変苦慮しているんですけれども、実は今おっしゃったように、まだ各地区でガーデニングをされているところがありますので、こういったところで少しずつ球根を配布をして植栽をしていただくようお願いをしてみればというようなこと

は考えてはおります。

実は、10数年前になりますか、日蘭交流400周年事業を県の補助で実施をしたときに、ガーデニングコンテストを川棚町では実施をしたわけですが、その時、植栽する花の中に必ず川棚町の町花でありますオニユリを交えて植栽をしてくださいと、そういった条件付けで実施を致しまして、その時にはあちこちでオニユリが観賞できたわけでございますけど、現在では本当に少なくなっております。何とかこれを増やしたいという思いはございますので、今後ともご提言、ご指導よろしく申し上げます。以上でございます。

1 1 番 小 田 期待をしております。それから耕作放棄地とはですね直接は関係ありませんけども、アスパラ、今あの川棚町では約5haぐらいですかね、一大産地になって有名になっておりますけど、それも基盤整備によるところの減反政策の一環としてですね、一粒を西白石で蒔きました。それが今の、このアスパラの状態に広がっております。そういうことでですね、耕作放棄地も一粒の種から一大産地になることは可能だと思いますので、我々町民もがんばっていきますので、行政当局におかれましても一緒になって、この耕作放棄地が解消し、住みやすい環境の良い川棚町になればと思って、私の質問を終了致します。終わります。

議 長 次に、波戸議員。

8 番 波 戸 8番、波戸勇則です。通告文に従い店舗の誘致などについて町長へ質問します。

本町におきましては、郊外型の大型店舗の進出、長引く日本経済の不況による経営難や後継者問題などにより、店舗の閉店やチェーン店などの撤退によって既存の店舗がなくなり、欲しい商品が町内で購入できずに困ることがあります。インターネットなどによる通信販売での購入も可能ではあるが、全住民がインターネットに接続する機器や環境を持っているわけではないのに加え、価格に送料、代引き手数料が上乗せされる場合があります。また、今すぐ必要な商品、自分で見て、触って比べて購入したい商品や、買い物をする楽しみもあるので、多少遠くても目的の商品を買い求めるべく、自動車やJR等を利用し近隣市町へ向かわなければならず不便に感じる人が多いです。

特に児童生徒は簡単に近隣市町まで行くことができません。第5次川棚町総

合計画の第3部、基本計画、第4章の2の1、「商業の振興では、基本方針に商工会などと連携しながら既存商店の経営改善や魅力ある商店街づくりへの支援、空き店舗対策への支援を図り、地元商業の育成に努めます。また、新規開業及び経営革新などを支援し、商業環境を整えます」と謳っております。

川棚駅周辺の商店街には、空き店舗が数軒見受けられるのが現状であり、今後、本町では高齢化や人口減少が続くことが考えられる中でありますが、必要なものは町内で購入できるよう、早急にチェーン展開する店舗を誘致するか、NPOや中小及び個人の新規開業を促し、商店街の空き店舗対策に手を打って、身近なところに店舗を作ることが必要ではないでしょうか。

特に、書店を望む声は町民の方々から度々いただいております。週刊誌や月刊誌などはコンビニで購入できるのですが、参考書やドリルなど、実物を手にして中身を比べて購入するものや、ベストセラーの本、評判のよい本、おすすめの図書などの購入には近隣市町へでかけるか、インターネット通信販売などで購入することになります。本町に書店があると、出かけることなく購入でき、時間を省くことができます。また、学校帰りや仕事帰りに、また休日にちょっと立ち寄り、なんとなく本棚をぶらぶらまわって、表紙の美しさや魅力的な題名に興味をひかれ、パラパラめくるとおもしろそうなので買ってしまふ。今まで全然興味の無かった本との出会いを提供してくれます。こういう経験は非常に貴重だと思います。そこで、近年、書店、スポーツ店などの撤退により、町内で購入することができずに近隣市町へ自動車やJR等で出かけなければならず不便であります。店舗の誘致などができないか、次の三点を尋ねます。

①書店、スポーツ店、子供服など、本町で購入できない商品を扱う店舗を誘致する考えはないか。

②店舗の経営が軌道に乗るまでの1～2年程度、家賃の補助や借地代の補助はできないか。

③夏休みや文化の日など、町民が集う日に、場所、広告費、ボランティアなどを提供し、書店などへ出張販売を依頼できないか。

以上、三点をお伺い致します。

町長 波戸議員の質問にお答え致します。店舗の誘致などについて三点の質問をいただきましたので、順次お答えを致します。

まず①の書店、スポーツ店、子供服など、本町で購入できない商品を扱う店

舗を誘致する考えはないかとのご質問ですが、現在のところ町が誘致をすることは考えておりません。新店舗の出店につきましては、あくまでも商業者によるものであり、商業者が十分採算がとれ、事業の継続性、発展性が確認できるならば町が誘致しなくても出店は出てくるものと思うわけでありますが、また以前あった書店、スポーツ店が撤退したということを考えますと、その状況からして、仮に誘致を行ったとしても事業の継続的に経営は、経営が行われるかは疑問であり、基本的には店舗の出店については、各事業者の事業計画等での決定でなされていくものだと、このように認識を致しております。

次に②の、店舗の経営が軌道に乗るまで1～2年程度、家賃の補助や借地代の補助はできないかとのことですが、ただいま①で誘致する考えはない旨申し上げましたので、②の補助についても実施する考えはありません。

③の夏休みや文化の日など、町民が集う日に場所、広告費、ボランティアなどを提供し、書店などへの出張販売を依頼できないかということですが、質問の主旨がよく分かりませんが、町民が集う日ということになりますと、各種イベントの折にと、そういったものを想定されているのではないかと思います。町主催のイベントでは書店などへ出張販売を依頼することは考えておりません。また、その他のイベントにつきましては、そのイベントの主催者で判断をされるのではないかと思います。書籍と言いましても、膨大な数のジャンルがあり、その中でもさらに多くのものが出版されており、そういった中で書店に出張販売を依頼することは現実的には難しいと考えます。また、ボランティアの確保については、それに同意する人々が自分の意思において参加することが基本であるため、一朝一夕に町が確保し提供することは難しいため、町からの依頼について実施するのは難しいと判断致します。以上、答弁とさせていただきます。

8 番 波 戸 第5次川棚町総合計画の中の105ページの2のところに、商業環境の整備のところなんです、「商工会と連携し、個性ある店舗の創出に向けた新規開業及び経営革新の支援を図り、魅力ある商店街づくりを促進します」とありますが、ここは今現在、どのようなことを行っているのでしょうか。

町 長 商工業の振興について行政の役割というのは、まずは既存の商工業者の育成を図るべきだと思っております。したがって、既存の商工業者の発展を阻害するようなことでの誘致は考えられないわけでありまして、今回

の答弁を考えております。

今質問がありました現状での振興策につきましては、商工会を通じて補助金等を出しております、その振興に努めているところでございます。以上でございます。

8 番 波 戸 現在ある商工業者に対しての経営を妨げるという言葉がございましたけれども、私が望んでいるのは、今本町にない商店を誘致できないかということで、先程できないということだったんですが、そのこのところの新規開業はどうお考えでしょうか。

町 長 議員がおっしゃるように「川棚町は本屋さんのなかもんね」という話はよく聞きます。実は、全国市町村の中で書店がない市町村が317あるそうでございます。その中の一つに含まれておりまして、大変残念に思っております。今議員がおっしゃるように本当に書店が進出してくれれば良いのだがなということは、私もそのように思っております。

議員がおっしゃるように書店とかスポーツ店、子供服など、本町で現在購入が難しいものだけを取り扱う業者を誘致することが可能でしょうか。やっぱり商店の皆さん方は、いろいろ商売をされている方は、まずは儲けることを考えられますので、一番売れる製品を置いて、そしてそれ以外にも例えば書店とかスポーツものとか、そういったものが展示されるのが一般的ではないかと、こう私は認識をしておりますので、議員がおっしゃるような理想的な商店の誘致はできないんじゃないかと、難しいんじゃないかと、そういった答弁を致しております。

8 番 波 戸 今の質問と重複するかもしれませんが、今朝配られました新しい総合計画の中の33ページのところに、今商業環境の整備という項目があるんですけども、この中の事務事業の概要というところが1、2、3、4とあるんですが、ここに新規開業に向けた項目が私にはどれかというのがはっきりと理解できないんですけども、お願いします。

町 長 ただいま、今朝、配布を致しました実施計画書の中のご質問をいただいておりますけれども、この中では商業環境の整備ということで、商工会と連携して、個性ある店舗の創出に向けた新規開業及び経営革新の支援を図り、魅力ある商店街づくりを促進しますということで書いておりまして、その事業の概要を、その中に書いております。新規開業ということになりますと、今企

業においては、企業立地推進本部を設置を致しまして企業誘致を図っているところでありますけれども、それと同様に新規開業があった場合には、そういった支援が求められれば、それは商工会と協議をしながら進行することも必要ではないかというふうなことで書いているところであります。

そして実は、川棚町内の中心市街地が現状ではかなり空いておりますので、これの空き店舗対策につながるようなものであれば、当然、支援策を積極的に考えていきたいと、こう考えて掲載をしているところであります。以上でございます。

8 番 波 戸 先程、町長の答弁の中で、やはり民間企業は儲けがないと進出してこないんじゃないかという答弁がございましたけれども、やはり民間なので売り上げ、儲けがないと進出は本当に苦しいと思いますけれども、なぜ出店できないのか、例えば売り上げが見込めないのか、その川棚町の家賃が高いのか、駐車場などの立地条件など、いろいろあると思いますけれども、個々で商工会と連携しておりますので、そこを調査して、足りない部分を支援したり、商工会に補助金を出していますので、そこから補助をして開業までこぎつけていただくという意見を商工会に出すことはできないのでしょうか。

町 長 お答えします。今のは書店の進出に関してのご質問なんですか。それに限らずに、いわゆる町内に現在販売していないものを売る業者をとということで理解を致します。

それはですね、そういった意向というのは、おそらく商工会においてもつかんでおられると思います。川棚町の今の状況をですね。だから、町がわざわざそれを要望しなくても、商工会自体でそういった認識を持っておられて、何とかかならんだろうかという話はされているんじゃないかと思います。

実は、最近、皆さん方ご承知のように医療センターの前に店舗が一つ建っております。近々オープンされるようであります。そういったところに、いわゆる本を置いてもらうスペースがあればいいなと思って開店を楽しみにしておりますが、そういった町民の皆さん方は多いと思いますので、今後どういった町での対応ができるか調査研究をしてみたいと思っております。以上でございます。

8 番 波 戸 今の状況では書店に限らず、新規店舗の進出は本当に厳しい状況であると思いますけれども、そこらへんを町民の方は欲しいと心の中で思って

いらっしゃる方が多々いらっしゃいますので、そこらへんをくみ取っていただいて、今後検討課題にさせていただきたいと思います。

次に最後に、三番目の先程言いました夏休みや文化の日などに書店などの出張販売を依頼できないかというところなんです、これは新書に限らず古本でも構わないんですが、例えば文化の日とかに町民が公会堂に集まった時にですね、その他に夏休み、子どもが休みで図書室とかに通ってくる時に、その公会堂の中で一部屋として、出張販売を依頼し、この中の場所というのは、私は公会堂の方を想定しております。広告費と言いますのは、川棚だよりの裏面とか、ボランティアというのは町内のボランティアされる方がたくさんいらっしゃいますので、そのへんの方に依頼してお手伝いをしながら出張販売を依頼していただくことはできないかということなんです、これも厳しいような答弁でしたが、そこを何とかできないかということで再度質問致します。

町長 今具体的に文化の日に公会堂を想定して書店の販売ができないかということでありましてけれども、まず、非常に消極的な言い方でありましてけれども、公会堂でそういった商行為ができるかどうか、まず問題になろうと思います。そのことについてまず教育委員会の方で答弁をさせますので、教育長良いでしょうか。

教育長 ただいまの質問にお答えをします。

規約上は、許可無く公会堂及び構内において物品の販売、その他の商行為をし寄附行為等をしないこと、そういう規約がございますので、逆に読むと許可があればできるのかなというふうには、今思っているところです。

ただこれは十分に検討して、再度、検討の時間をいただければありがたいと思います。

8 番 波 戸 今の教育長の答弁のところなんです、平成7年、当時の文部省なんです、そこに広島教育委員会の方から当時の文科省、生涯学習局長宛に「社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について」ということで質問書が出されております。その中で、記載の中で「1、社会教育法第2条の社会教育には、民間の事業者が行う組織的な教育活動（学校教育に基づき学校の教育課程として行える教育活動を除く）も含まれる」と解釈してよいのか。2、公民館がその事業として、いわゆる民間営利社会教育事業者による営利目的の事業に、その施設の使用を認めることは、当事業者が社会教育法第2

0条の目的に合致し、当該事業者の利用内容が同法第22条第7号に規定にする公共的利用とみなすことができるとともに、当該公民館の行為が同法23条第1項1号に規定する営利事業を援助することに該当しない限り差し支えないと解釈してよいか。また、この場合において営利事業を援助することは、一般的には特定の営利事業者に対し、公民館の使用について特に便宜を図り、もって当事業者には利益を与え、その事業を助けることを言うとして解釈してよいか。」ということで提出されまして、文科省の生涯学習局長より、「1についてお見込みの通り。2についてお見込みの通り」と平成7年9月22日に回答されております。

教 育 長 今のが平成7年ですね、現在どうなっているかというのは、私も把握しておりませんので、そこについては県等の指導を受けたいと、そのように考えます。

議 長 波戸議員。ちょっと整理をしたいんですけども、今その公会堂という話が出ていますけれども、その件は通告文に出ていませんが、要は行政がどこまでタッチができるか、協力してくれるかというところが一番聞きたいというふうに理解すればいいんですかね。そのへんで少し論点を整理しながらご説明いただかんと、だんだん公会堂の指導をどうするのかという話になっていくと思いますので、詳細についてまた詰めるということで論点整理をしながらご質問いただければと思います。

8 番 波 戸 最後になりますけれども、本町で購入できない商品を求める町民の声は多々ありますので、今後前向きに検討していただきたいと思います。
これにて私の質問を終わります。

議 長 ここでしばらく休憩を致します。
(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ここで時間延長を行います。

議 長 次に、山口議員。

1 5 番 山 口 15番、山口でございます。通告文に従いまして質問を致します。
東部地区の振興についてということでございます。山道橋を境に、東部地区

では下水道、公園、町営住宅などの整備は、まったくと言っていいほどなされておられません。また、町内で行われている各種イベントについても、大崎半島を中心とした西部地区か、中央運動公園、公会堂を中心とした南部、もしくは中部地区に集中しており、東部地区ではまったくと言っていいほど実施されていない。このような状況から、東部地区ではここ数年来、西高東低という言葉が聞かれます。これは行政サービスや町の施策が、西部地区に厚く、東部地区に薄いという、東部地区の方々の実感と思われれます。また、先般実施されました議会報告会でも、東部地区の振興策を予算化して欲しいという要望が出されております。東部地区の振興について、以下の二点について尋ねます。

一番目、東部地区の振興についてどのように考えるか尋ねる。

二点目、現在行われている各種イベントのいくつかでも東部地区を拠点として開催する考えはないか尋ねます。以上でございます。

町長 山口議員の東部地区の振興についてのご質問にお答え致します。

東部地区の振興について二点の質問がありましたが、まず一つ目の東部地区の振興についてどのように考えるかでありますが、東部地区につきましては、第5次川棚町総合計画において「今後、自然環境の保全や木材生産機能など、森林の持つ公益的機能の維持増進に努めつつ、自然資源を活かした雇用及びレクリエーションのための整備を図るとともに、農業と林業の基幹整備や後継者育成に努め、地域活力の向上を図ります」と、このように記されております。具体的には、これまで実施をしてまいりました県営事業であります経営体育成基盤整備事業と、それに関連する強い農業づくり交付金事業に引き続き、基幹農道川棚西部地区の事業と農村災害対策整備事業を年次計画により実施することなど、主となる産業であります農業に関する基盤整備に努めることと致しております。

続きまして、二点目の現在行われているイベントのいくつかでも東部地区を拠点として開催する考えはないかのご質問でございますが、東部地区を中心としたイベントとなりますと、現在は町主催の町内一周駅伝大会のコースの大部分は東部地区となっており、虚空蔵の山開きも観光協会が実施をされているところであります。その他のイベントについて、東部地区でできないか十分検討致しましたが、くじゃく祭り、かわたな大崎わいわい祭り、海上綱引き大会など、観光協会が実施をされておりますイベントは、観光施設に関連致します

ので、大崎半島が中心となっております。また、健康まつりや夏祭り、球技大会、スポーツ大会などは中央公園が中心となっているのが現状であります。これにつきましては、主催者の判断もあろうかと思いますが、イベントの地域性、会場としての施設の規模や参加者と応援者の来場における駐車場の規模などから会場が決定されておりました、やむを得ないものと判断を致しております。したがって、現在行われているイベントを東部地区を拠点として開催する考えはありません。しかし、私の考えが及ばないところもあると思いますので、具体的なお提言があれば、さらに検討したいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

1 5 番 山 口 第5次総合計画の中の、いわゆる土地利用フレームの中で、今町長が言われましたように東部地区につきましては、林業、農業を中心とした土地フレームで、いわゆるそういった部分での農業に関する基盤整備事業、これについては十分行われて、今後もそういう取り組みがなされているようには感じているわけですが、ただ一般住民からとってみればですね、他地区にあるような公園、その他、全く東部地区にはございません。ところが、第5次総合計画、同じものを出して申し訳ございませんが、この環境保全と美しい景観づくりの中の公園緑地の整備についてはですね、こういうふうに謳っているわけです。「公園や緑地は人々の憩いの場や子どもの遊び場としてだけでなく、レクリエーション活動での利用や災害時の避難場所など、多様な機能を持っており、その役割は非常に重要となっております」と、こういうふうな定義がなされている。東部地区では公園というのがまったくないわけですが、じゃ子どもの遊び場であるとか、レクリエーションの場、いわゆる災害時の避難場所、これは田園地帯だから空き地がいっぱいあるだろうと、そういう発想なのかどうかですね、そういった点はもう少し考える余地があるんじゃないかと思われませんが、町としてどう考えるかお尋ね致します。

町 長 東部地区には公園、その他の施設がないということで、今議員から質問がありましたけど、それは私もそうであろうと認識は致しております。今議員の方からは第5次川棚町総合計画の中から質問されましたけど、実はこの計画の70ページに石木ダムの建設による周辺地域整備というのが謳われておりました、これまで、これは第4次の計画でもそうでありましたが、この周辺地域整備が予定をされておりました、現在、計画が策定中であります。その

中で東部地区、特に石木地区あるいはダムの周辺地域においては、こういったことで整備をしていきたいと、このように掲げておりますので、そういった中で振興策を進めてまいりたいと、こう考えているところであります。以上でございます。

1 5 番 山 口 ただいま石木ダムの建設による周辺地域整備、これは間違いなく現在、石木ダムが事業認定最終段階に入っているんじゃないかと私も認識しておりますが、その中で、今整備計画を立てているということですが、じゃその整備計画の具体案というのは、いつぐらいを目途に出される予定でございますか。

町 長 お答え致します。整備計画の案につきましては、これまで川棚町でまちづくり委員会を設置を致しまして、議論がされてきておまして、その中の意見を取り入れて、町の方で案を策定し、そして県の方に提出をしております。県の方で今、その中身について検討されておまして、それがいつ頃になるのか、まだ具体的に町の方には話はあっておりません。以上でございます。

1 5 番 山 口 周辺事業というのが、いわゆる石木ダムに絡めてということですが、これについては、まだ若干石木ダム完成まで紆余曲折あるのかなという感が致しますが、まあそれまではそのまま黙って眺めとけと、こう東部地区は待っとけというふうにもとられるわけです。できればですね、ここに一例で上げていますが、下水道であるとか、町営住宅、こういったこともですね東部地区ではまったく考えられないのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

町 長 今、議員の方からは一例として下水道の整備、そして町営住宅ということの話がありましたけれども、実は町営住宅につきましては、以前もそういった東部地域の振興という観点から質問がなされておまして、かなりさかのぼりますけれども、平成14年12月の定例会に、東部地域出身の議員から「東部地域の振興について」ということで、「町営住宅の建設ができないか」というふうな質問がっております。

東部地域の振興について、議員が「今後新たに造る町営住宅は東部地域にと、岡村前町長が言っておられたが町長の考えはどうか」という質問に対しまして、「前の岡村町長は、今後新たに町営住宅を建設する場合は、東部地域に建設するとの答えをしてあるようではありますが、具体的な予定は立っていないと聞いて

ております」と、こう答弁をされておりました、私もそのように認識を致しております。私の記憶によりますと、新たに、その当時はずっと尾山団地や琴見ヶ丘団地の建替事業が進められておりました、新たに造る場合には東部地区に造ろうという発言がなされたものと記憶を致しております。そういった前町長、元町長の発言を考えますと、新たに造る場合には東部地区に造るべきであろうと、こう考えを持っております。

それから下水道事業につきましては、実は県の方で汚水処理の構想が定められておりました、東部地区におきましては、その構想の中に入れておりましたけれども、町の財政状況からして、東部地区は取り組まないという方針が一時出されております。その後、石木ダム等との関係からありまして、石木地区、岩立地区につきましては、下水道で取り組もうというような方向の転換がされております。今回、さらに新たに県の下水道整備計画が、汚水処理計画が策定されまして、計画に上がっている以上は、将来にわたって取り組みをする必要があるんじゃないかと、このように認識をしておりました、これも財政状況が許す範囲内において進めなければいけないんじゃないかと、そういった私としては認識を致しております。以上でございます。

1 5 番 山 口 町住でございますが、新しく造る場合には東部地区であろうと言われるわけですが、これについては新しく需要ができるかどうかというのは、これは分かりませんが、現在、東部地区に住んでいる方ですね、当分は若いうちは親と離れて別に暮らしたいと、同じ町内で。その時に、いわゆる東部出身の人が東部地区に町住があればですね、家の農作業等、すぐに手伝いに行けると、そういう方もおられるわけです。いわゆる東部地区が、農林業を主体とした地域であると、そういうふうな土地フレームであればですね、そういった方々をきちんと東部地区に住んで、すぐ親の手伝いに行けるような場を提供するというのも、将来の農業後継者を育てると、そういった意味でも必要かと思われるわけですが、こういった観点からはもう少し検討できないか尋ねたいと思います。

町 長 お答え致します。そういった観点からの検討は当然、必要だろうと思います。ただ議員もご承知かと思いますが、東部地区には優良農地がございます、この優良農地につきましては農業委員会では、いわゆる転用はさせないというような取り組みで進められておりますので、住宅を造るとし

た場合に、ある一定規模の面積が必要でありますので、そういったところもネックになってくるのではないかと思います。いずれに致しましても、元町長が新しく造る場合には、というふうな発言を致しておりますので、そういう観点から検討をしてみたいと思っております。以上でございます。

1 5 番 山 口 次に、下水道関係でですね、今町長の答弁では、県の計画に上がっている以上は、県の方が取り組む必要があると、こういうふうな答弁だったと思うわけですが、下水道整備については元来は町がやるべきことであろうと、現在下水道整備、現在、惣津の方に行っていますが、これは全て町の事業としてやっているわけですね。ということになれば、県の計画に上がっている以上は、県が取り組む必要があると、これは町と県の関係は、この辺りはどうなっていくのかお尋ねしたいと思っております。

町 長 県の下水道計画というのは、もちろん町の意向を、市町村の意向を集約して計画をされたものでございます。要は、その地域が集合処理が適しているのか、あるいは合併浄化槽、単独処理が適しているのかということで判断をされておまして、財源的な裏付けがなされたものではありません。したがって、岩立、石木、それから五反田の一部、上組の一部につきましては集合処理が適当であろうということで、下水道で整備をしたらどうかというような図示がなされております。したがって、町と致しましては、その方針に沿って取り組む義務があるのではないかと思いますけど、さっき言いましたように財源の裏付けがなされておられませんので、町の財政状況の許せる範囲で、今後下水道事業は進めなければいけないと、こう認識を致しております。以上でございます。

1 5 番 山 口 下水道関係で、もう一点言われた部分でですね、現在は単独処理、合併浄化槽ですよね。これで補助でどんどん進められていると、そういった場合に、いわゆる集合処理のかたちになってくればですね、いわゆるある程度、早い時期にその住民の方々に、こういう方向であるということは知らせる必要があるんじゃないかと、合併浄化槽の個別処理がどんどん進んだ中でですね、大半が仮に個別処理が完成してしまったと、その後で、集合処理にしますよと、負担金を出しなさいと言った場合に、果たして住民の方々が、それに対して納得するかどうかという問題も出てくるんじゃないかと、そういった意味でいけば、これについては県の計画が上がっている以上云々ということであればです

ね、ある程度そういった指針というのは、住民の方の的確に知らせる、できるだけ早い時期に知らせて、こういう計画であると、そして今のところ財源的な裏付けがないというわけでございますので、何年という目途は、はっきり答えられないかも知れないですけれども、そういう点についてはどのような考えをお持ちかお尋ねしたいと思います。

町長 お答え致します。この県の計画が示されたのが、3月に示されておりまして、今、答弁をしておりますように財源の裏付けがありませんので、具体的な計画が示せない状況であります。しかし、そういう取り組みができるという地区であるということについては、当然、住民の皆さん方に知らせる必要がありますので、先日の総代会議の折に懇談会の申し出をしていただくようお願いをしておりますので、そういった時期を捉えて地区の皆様方には、現状での町の考え方を説明したいというふうに思っておりますので、日程等についての協議をぜひしていただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

1 5 番 山 口 東部地区は、いわゆる農業、林業等を中心とした、言葉的には田園地区と呼ぶべきなのかどうかということとは別個にして、そういう地帯である。ただそういった場所でもですね、やはり生活に必要な道路の整備等は、これは絶対的に必要であろうと、ただなんとなく東部地区を見渡せば6月の議会でも質問致しましたが、河川道路等、非常に現在はくずかずらが生い茂り、非常に藪が多い状態なんです。いわゆるそういった部分の整備というのは、当然やっていく必要があるのかなと、それをしなければ農作業道路、その他につながる、非常に利便性が失われてくるというふうに考えられるわけですが、そういった点の整備についてはどのように考えられるか尋ねたいと思います。

町長 お答えします。前回の議会で議員から質問をいただいた件につきましては、さっそく管理者であります県の方に出向いていきまして、土手に繁殖している竹ですか、そういったものの伐採についてはお願いをしておりますので、対応していただくように、その時は話を受けておりますので、近々実施をしていただくというふうに私は認識を致しております。

また、それ以外の道路につきましても管理上、堤防道路としての管理上、必要なものでありますので、瑕疵があればそういったところは整備をしていきたいと考えておりますので、情報の提供等よろしくお願ひ致します。

1 5 番 山 口 次に、イベント関係でございますが、いわゆる東部地区の立地条件から言えば、なかなか現在行われていますイベントというのを東部地区を拠点にして開催するというのは非常に難しい面もあると思いますが、例えばですね、町長の先程の答弁でございますが、町内一周駅伝のコースは大半が東部地区、コースが大半なんです、じゃこれを例えば今、公会堂がスタートとゴールなんです。それで全て上組通って中山通り、五反田通り、石木、中組通ってゴールをしていると。ゴール、スタートを石木小学校とした場合にどうなるのかと考えられたことがあるのかと。公会堂をスタート、ゴールするよりも、石木小学校をスタート、ゴールにした方が、遙かに交通対策、その他、いろんなコースもとれて安全じゃないかと考えられる。だからそういった部分というのは、本当に考えられたのかどうかお尋ねしたいと思います。

町 長 町内一周駅伝大会のスタート、ゴールを石木小学校にしてはどうかというご提言でありますけれども、冒頭申し上げましたように、今のイベントの中で、東部地区でできるものがあるか十分検討致しました。もちろん今のご発言にありました町内一周駅伝のスタートとゴールを石木小学校にしたらどうかという議論も、実は内部で致したところであります。一番のネックは、雨が降った場合の駐車場をどう確保するか。晴天の場合には、おそらく運動場を使わせてもらえると思っておりますけれども、雨が降った場合の駐車場の確保が非常に難しいということで、そういう判断をしてできないんじゃないかという結論に至っております。以上でございます。

1 5 番 山 口 そういうことになればですね、これは何年経っても東部地区で結局イベントというのはまったくできないというかたちになってしまう。そこに何か工夫してですね、東部地区でも同じ町民であるということで開催をしていただきたいと、いわゆるこのイベントについて若干、こういう声も聴かれるということで申し上げておきますが、現在のイベントの開催状況というのは、冒頭申し上げましたように、全てが東部地区はございません。そして東部地区の中には、川棚町であるイベントであるというのは、全く自分達に関係ないじゃないかと、特に近いイベントで言えば夏祭り協賛金というのが、この前8月14日の夏祭りをお願いされました。その時に、こういう言葉が聴かれていると。「見えもしない花火のために、なんで協賛金を出さないかんのか」と、こういった声も聴かれるということであればですね、やはり何とか工夫すれば開催で

きそうなのは、これは町内駅伝のスタート、ゴールだろうと、そうすれば東部地区でも開いているんだと、東部地区の人はそういう実感を持つんじゃないかと、やっぱりそういうことも考えていくのが、私は町政ではないかと考えますが、どうお考えでしょうか。

町長 イベントの中で、夏祭りを例に挙げてご発言がありましたけれども、この夏祭りは町内の有志からなる実行委員会を立ち上げて実施をさせていただいております。「見えない花火に対してなぜ自分達が負担をしなければいけないのか」という発言がありましたけれども、花火大会は見に来ていただくものというふうに理解をしております、町内各地からたくさんの方がおいでいただいております。ぜひそういう判断をしていただければ大変ありがたいと思います。以上です。

1 5 番 山 口 そういう声がやっぱり聞こえないようにするためにもですね、先程の出た問題は、雨の日の駐車場の問題だけならば、何とか乗り越える工夫をですね、お互いしていかなければですね、いつまで経ってもこういう声が出るんじゃないかと。ですから、例えば先程の石木小学校のスタート、ゴールのイベントでも同様でございます。それ以外にも、こういったイベントができないのかという一つの例でございますが、川棚川が現在、ふるさと輝くみんなの水辺事業という、非常に長ったらしい名前でございますが、これがおそらく来年3月ぐらいにできるのかなと思っておりますが、その中で麻生瀬橋から倉本橋、それから山道橋の下が整備されております。そういった中で、本当に簡単に親子釣り大会等は、もしやろうと思えばできるわけでございます。そういうふうな地域の特長を活かしたイベント等を開催しようと思えばできるわけでございます。そういったことが考えられないのかお尋ねします。

町長 今議員の方からは、具体的に現在県の方で進めていただいております川棚川ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業、これについて触れられましたけれども、これにつきましては、現在施工中でありまして、これが完成した暁には、これを活用して何とかその地域でイベントができないかということについても議論を致しております。ぜひ東部地域振興協議会等、共催をさせていただきまして、そういったイベントが実施できないか、今後、協議をさせていただきたいと思っておりますけどいかがでありますでしょうか。

実はですね、私もぜひ東部で何かしたいと思っております。ただ花火にして

も場所がないし、夏祭りにしても今議員がおっしゃったとおりであります。そこで、この事業の完成した暁には何かできそうな気がするということで、上と下の二つの場所の整備はできますので、この二つの地域を繋いでウォーキング大会とか、あるいはそれ以外の大会等ができそうな気が致しますので、ぜひ取り組んでみたいと思いますので、御協力をお願い致します。以上でございます。

1 5 番 山 口 いろんなかたちで逆にお願いされているようなこともございますが、お互いこれは英知を絞りながらですね、お互い地域の特長を活かしてですね、住民がいろんなかたちで町政に参画していると、そういう気持ちを持たせることが大事じゃないかなという気が致します。そういったことで最後に、町の活性化というのは、住民参加の協働のまちづくりから生まれるものと思われまます。町としては、非常に私が冒頭言いました西高東低とか、こういうふうな言葉が出されるというのは本意でないと思われまますが、どうしても町民そのものが行政等に温度差があると。実質的にあるのかどうかというのは別個にして、そういう感じが持たれるというのは非常に残念なことであると思ひます。そういった意味からですね、ぜひ町民から行政サービス等に温度差が感じられないような行政にどのように取り組むか尋ねまして、最後の質問にさせていただきます。

町 長 行政サービスは、東部地区とか西部地区とか、あるいは南部とか中部とか、そういった区分をしてサービスをしているわけではありませんで、川棚町全体的に考えていただいてもらえばありがたいと思ひます。

ただ、おっしゃることは私もよく聞きますので、ぜひその解消について今後努力をしてまいりますので、ご理解を頂きたいと思ひます。以上でございます。

1 5 番 山 口 以上で終わります。

議 長 次に、小谷議員。

1 1 番 小 谷 9番、小谷龍一郎です。通告書に沿って三問質問をさせていただきます。

まず最初に一問目ですが、川棚町情報化推進計画について、三点質問致します。

昨年12月の一般質問で、本町ホームページの活用について質問しましたが、

その時の町長からの答弁で、「この情報化推進計画で検討する」との返答がありました。内容等、一通り見てみましたが、この内容がですね、平成20年から平成24年までの計画となっており、4年間の計画として出されています。この中には、すでに実施されているものはありますが、情報化技術の進化のスピードを考えると、早急に新しい計画を立て直すべき事項だと感じました。そこで以下の三点を質問致します。

一点目、この計画は平成24年度までとなっているが、今後の計画策定は行われるのか。

二点目、去年の12月に質問したホームページの改正については、「この計画に基づいて研究する」との答弁でしたが、その後の取り組みはあったのか。

三点目、国内の自治体でも迅速な情報提供や、行政と住民の双方向のコミュニケーションに活用するため、フェイスブックへの取り組みが徐々に広がってきています。災害などの緊急時にも、迅速な情報提供ができる点や、安否確認にも活用できるなど、最近では防災関連での活用についても注目されていると思います。また、今後更新が予定されている防災無線の難聴エリアへの対応策としても有効になるのではないかと考えられます。

運用コストや開発コストに関しても無料で利用することができるこのサービスを、本町でも積極的に研究し取り組む考えはないか。以上、三点となります。

二問目ですが、観光PRや特産品のPRについての質問です。

現在、本町の観光施設や特産品などのPRには、パンフレットの作成やホームページなどが主に活用されています。これらの方法とは別の方法で、例えば熊本県では、くまもんが地域のPRに活躍していますし、近隣波佐見町では、なんでも鑑定団の中島誠之助さんを波佐見町焼きもの大使に就任していただき、PRに活躍されています。また、東彼杵町では、最近、ゆるキャラである茶子ちゃんというマスコットキャラクターが作られているなど、他の町ではPRに活躍している事例がたくさんあるかと思います。そこで、本町でも取り組めないか、以下の二点を尋ねます。

一、公募によるマスコットキャラクターのデザイン募集を行う考えは無いか。

二、町内外から観光大使を募集、または選任して任命する考えはないか。以上、二点について質問致します。

最後に三問目ですが、公会堂を活用した文化事業についてです。5月に開か

れました議会報告会の際に、住民の方からの意見として、「本町では音楽祭など文化面で遅れているのではないか」との意見が出されました。本町の施設の中で音楽イベントを企画できるものは、主に城山公園音楽堂、大崎公園風の広場、川棚町公会堂の三つがあります。

これまでの前例として、野外施設での音楽イベントでは、近隣住民の方からの苦情や、交通アクセスが不便なこともあり、なかなか開催が難しいかと思われます。また、一番利用しやすいと思われる公会堂を、一般の方が利用する場合、利用料金が高くなりすぎるため、計画を立てにくいと思われます。これらについて以下の二点を質問致します。

①公会堂を利用した文化事業として、例えば東彼杵町では、じげもんライブなどが開催されていると思いますが、本町でも音楽イベントなどの企画を公募し、その中から選定したイベントを行政協力のもと実施する考えはないか。

②一般での公会堂利用料金について、入場料をとった場合は、基本使用料の割り増しとなっているが、営利目的ではなく、入場料の一部を募金するなどのチャリティーイベント企画に関しては、逆に施設の利用料金を安くするなど、新しい料金体系を設定する考えはないか。以上、二点を質問致します。

合わせて三問質問致します。よろしく申し上げます。

町長 小谷議員から3項目について質問をいただきましたが、最初の2項目については、私の方から答弁をさせていただきます。

まず①ですが、現在の川棚町情報化推進計画は、平成20年度から平成24年度までの計画となっておりますので、平成25年度からの計画を策定すべく、7月に要綱の改正を行ったところであります。今後、川棚町情報化推進計画検討委員会委員を選任し、策定にとりかかることと致しております。

次に②の一般質問でのホームページの関係についてですが、動画を取り組むと検索スピードが遅くなること、職員での作り込みは難しく費用がかかること、また町の情報でどこまで必要か、などについての研究を現在しているところであります。これらにつきましては、今後さらに次年度からの川棚町情報化推進計画策定の中で研究させることと致しております。

③のフェイスブックへの取り組みについてですが、長崎市や佐世保市、武雄市などがフェイスブックを活用しているようであります。このフェイスブックも、作り方によるものかもしれませんが、作り方によっては検索がしづらい、

画像が多くなりパソコンの処理速度が追いつかない、いろいろな人の書き込みで誹謗中傷の可能性があることや、少数の職員でどこまで更新できるのか。また、どれだけの人が検索するのかなど、いろいろな面から調査研究する必要があるものと思いますので、これについても推進計画の中で研究させたいと思います。

次に、観光PRや特産品のPRについてのご質問にお答え致します。

まず①の公募によるマスコットキャラクターのデザイン募集を行う考えはないかという質問であります。マスコットキャラクターには、ゆるキャラ、戦隊ものなどがあり、地域の特性を活かしたキャラクターによる観光、物産など、地域活性化の為、最近多くの自治体、地域で採用され、その効果は大きく認められているようであります。先程、議員もおっしゃったように、特に熊本のマスコットキャラクターくまもんは、全国一の人気があり、観光物産振興の効果は大きいものがあると思われま。当然、その効果を考えると必要性は感じますが、本町ではすでに戦隊キャラのかわたな戦隊クジャクマンが活躍を展開されており、町内のイベントや町外のイベントにも多く参加され、広く認知されており、町としてもかわたな戦隊クジャクマンを川棚町の戦隊キャラクターと位置づけ、広く活用していきたいと、このように考えております。したがって、新たなマスコットキャラクターを募集する考えは、現在のところありません。

次に、町内外から観光大使を募集して、任命する考えはないかのご質問でございますが、地方の時代と言われて久しくなるわけですが、ほとんどの町村が少子化により人口が減少し、その対策に苦慮しているところであります。そこで、交流人口を増やして町の活性化を図ろうと、観光大使などを任命してPRを行っている町村が多く見受けられます。

本町でも活性化のために、そのような制度を作りたいと考えているところであります。そして、制度の制定にあたっては、観光大使ということで、観光だけに特化することではなく、広く観光、物産、企業誘致など、川棚全体の応援団という観点で、川棚をアピールしてくださる人々を募ることが必要だと考えますので、その選任、運用について引き続き検討していきたいと、このように考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを致します。以上でございます。

教 育 長 小谷議員の公会堂を活用した文化事業の質問についてお答えをし

ます。

最初に、本町では音楽祭など文化面で遅れているのではないかとの意見があったということについて、私の所見を述べさせていただきます。

昨年度、公会堂で実施を致しました町主催の文化的事業は、6月の「日フィル親子コンサート」、11月の映画「エクレールお菓子放浪記」映写会、今年3月の「前進座川棚公演」、そして同じく3月の「舞の海文化講演会」でございます。今年度は10月8日に、ギターリスト「山口修40周年記念コンサート」、それから3月に文化講演会を開催する予定であります。

文化的事業の充実につきましては、引き続き努力をしていくつもりであり、文化面で遅れているという認識は致しておりません。

次に、一点目の質問についてお答えをします。

教育委員会は昨年度より、我楽多会及び文化協会と連携、協力することによりまして、川棚町の文化的事業の充実に取り組んでいるところでございます。現時点では、このやり方が最善である。そのように考えており、このやり方を継続することによりまして、川棚町の文化的事業を充実させたい、そのように考えているところでございます。したがって、議員ご提案のイベントの公募に取り組む考えはございません。

次に、二点目の公会堂の利用料金の件についてお答えをします。

入場料をとった場合の割増料金については、近隣の市町における割り増し率とほぼ同じでございます。これを今の時点で見直すことは考えておりません。チャリティーイベントにつきましては、これまでもそのイベントの趣旨、募金先等を精査をして、使用料の減額をしているところでございます。これからも個別に精査をして、減額等の措置を講じてまいりたい、そのように考えております。したがって、議員ご提案の新しい料金体系を設定する考えは現時点でございません。以上、答弁とさせていただきます。

9 番 小 谷 答弁をいただきましたので、一問目から順を追って再質問をさせていただきます。

一問目の情報化推進計画についてですが、24年度までとなっておりますので、新しい計画を策定されるということで答弁をいただきました。この中の情報化計画の策定委員会の件ですけれども、これから選考をされていくということで答弁がありましたが、この選考の基準というものがどうなっているのか、

分かるようでしたらよろしく申し上げます。

町長 情報化推進計画検討委員会を設置をして、そして今後、その委員会の中で検討していくという趣旨の答弁を致しております。この検討委員会は設置を致しております、その委員につきましては、委員長が総務課長、委員が6名ということで現在、検討をスタート致しております。以上でございます。

9 番 小 谷 ということは、もう人選が決まっているということで理解していいですか。決まっているということでしたら、他の角度を変えてお聞きしますが、前半の方で堀田議員と福田議員の方からも同じような専門的な知識を持った人材を、という質問があったかと思いますが、この人材の育成にあたって、これから研修などを積み重ねて人材を育成するという答弁だったかと思いますが、これからの情報化の推進ということに関して研修を行っていくということで、実際、追いついていけるものかどうかですね、この内容的に、そこらへんのことをどう検討されているか、よろしく申し上げます。

町長 ちょっと質問の主旨が理解できなかったんですが、メンバーにつきましては、まずは情報化をするためには、その元となる、要するに事務の内容を知っておく必要があるかと思えます。それがまず第一点と。

そして今、議員がおっしゃったように精通した職員を、当然、任命をしなければ計画はうまく策定できないと、こう思っております。そういったことで、総務課長以下、それぞれの委員を選出をしているつもりであります。以上でございます。

9 番 小 谷 職員の方の中から選出されて、選ばれているのかと思えますが、専門的な知識に精通した方というものを、今後、例えば雇い入れるとか、雇用するとかそういう考えはお持ちでありますか。

町長 職員採用の問題まで言及されましたけれども、職員採用については現在募集を致しております。そういった採用の際には、当然、なんと言いましょうか、選考する段階におきましては、そういった専門的な知識があるのかないのか、そこらへんも当然審査の対象にはなろうかと思えます。具体的に情報化推進のための職員というふうには限定を致しておりません。以上です。

9 番 小 谷 もう一点だけちょっとお聞きしますが、この専門の職員というつもりではないということですが、今後、この新しい部署を作るなど、この情報化のことに関しての専門部署というものを作る考えというものはお持ちではな

いでしょうか。

町長 現時点では持っていません。

9 番 小 谷 一つ、提案になるかもしれないですが、行政改革の中で職員の削減ということが挙げられているので、なかなかこの新しい部署を作って人員を増やすということは難しいかと思いますが、今までこの委託に頼っている部分がこの部分では多いかと思いますが、新しい職員を入れることによって、この委託を減らすことによってですね、専門的な知識を持った方を常駐させるということで、新しいことができないかという考えがあるんですけども、そういう考えはお持ちではないでしょうか。

町長 現在、委託業務として発注しておりますのは、こういった関連については、当然、一職員の能力でできるようなシステムではないと私は思っております。専門職員を雇い入れて、そしてシステム等々の委託料を減らすということは、ちょっと現時点では考えておりません。

9 番 小 谷 だいたい分かりました。

最後に、この三点目についてお聞きしますが、このフェイスブックに関しては先程答弁であったように、デメリットの部分を先程述べられたと思いますが、逆にメリットの部分もたくさんあるかと思っておりますので、そちらの方の研究もしていただきたいと思っております。そこでですね、先程出ましたけど、一番近隣で言えば、先進地と例えば武雄市がフェイスブックに関しては全国的に有名ですけれども、その先進地に視察研修とか、そういうお考えはお持ちでしょうか。

町長 武雄市への視察研修のご提言がありましたけれども、実は小谷議員から、この質問を受けてから武雄市の調査を致しております。これは電話による調査なんですけれども、それによりますと、職員間でもいろいろ評価をしたり、あるいはそうでなかったりとあるようでございます。大体の状況は分かっておりますので、改めて調査をする必要は、今のところ持っていません。以上でございます。

9 番 小 谷 調査をされたということで、調査の内容に関しては、後から担当部署に行って聞くことにします。二問目の方に移らせていただきます。

二問目の①の方のマスコットキャラクターの件ですけれども、かわたな戦隊クジャクマンを町の戦隊キャラクターとして出していくということでしたが、

こちらは商工会のキャラクターとして活動されているかと思うんですけども、これを町で取り上げるということでしょうか。

町長 そういう意味じゃございませんで、現在、今議員がおっしゃっているように、商工会の青年部が中心となって、この活動をなさっております。そこで町が必要な場合には、そこをお願いして出演をしてもらうとか、そういったことでの活用を図っていききたい、こう考えております。以上です。

9 番 小 谷 このキャラクターに関しては、そのように取り組んでいかれるということと理解します。

二番目に関しましても、今実際に取り組まれているということの答弁でしたので、こちらに関しては今後どのようなかたちになるのかを見させていただきます。

三問目の公会堂利用の方について質問をさせていただきます。

答弁の中で、昨年からの年間の行事をずっとお聞きしましたが、確かにいろいろやられているのはやられていると思います。そこでですね、もうちょっと絞らせて頂いて、一点だけちょっとお聞きしたいんですけども、この行政の方の方の立案のイベントというのとですね、また別で、例えばバンドであったり、DJであったり、若い人が楽しめるようなイベントというのの立案というものが行政側ではやっぱり難しい部分があるのかもしれないというは実際私も感じております。そこで民間の方の、住民の方の意見というものをどうにか入れてもらえる枠というものをですね、作れないものかという意味で質問したんですけども、その点どうでしょうか。

教 育 長 提案を受け入れないという意味で答弁したつもりはないんですが、ただどういった具体的な提案をいただけるのか、その具体的な提案をいただいて、それが現在の教育委員会で実現可能かどうかということについては、具体的な提案をいただいて考えさせて頂きたい、そのように考えます。

9 番 小 谷 それでは、もしこの個人企画と言いますか、団体企画を作ったとして、教育委員会の方に提案をすることによって、次年度でもいいですけども、開催することができる可能性はあるということと理解してよろしいでしょうか。

教 育 長 教育委員会の基本的な考え方は、文化的事業については充実をさせたい、これは基本的な考え方です。したがって、ご提案をいただいた内容が教育委員会として十分実現できると、あるいは共催できると、そういった

内容であるかどうかということについて十分に検討させて頂きたい。その中で実現できるかどうかを考えていきたいと、そのように考えます。一つだけ答えますと、先程議員から提案がございましたイベントを公募する、その考えはありません。

9 番 小 谷 イベントの公募に関しましては、田口議員の方からも質問がありまして、その答弁もありましたので大枠には捉えておりますので、そちらに関しての質問は、ちょっと控えさせていただきます。

二点目の料金体制に関してなんですけれども、今現在もチャリティーイベントなどに対して減額を行われているということでしたが、私初めて聞いたんですよ。一応、利用料金の一覧表はいただいているんですけども、そこに記載はされていなかったと思うんですが、別用紙があるんでしょうか。

教 育 長 そのことにつきましては、次長に答弁をさせます。

教 育 次 長 それでは私の方からですね、お答えしますけれども、公会堂の施行規則の中にですね、使用料の減額というのがあります。まず、町とかも、町の教育機関が主催する場合は全額無料とかになります。それから社会教育関係団体とかですね、福祉団体が使用するときには、7割減額とかですね。それからもう一つ、その他、特に必要と認めたときは別に定める額ということで、今のどこに合うかというのは、さっき例えばチャリティーイベントなんかですね。最近はあまりないんですが、過去にはこういった目的で、こういったチャリティーの事業をやりますということで来た場合は、この今言った全額にするのか何割にするのかを検討した経緯がございます。

9 番 小 谷 今現在、やられているということで理解してよろしいでしょうか。

最後なんですけれども、今現在の料金体系なんですけど、近隣と言われましたけれども、たぶん波佐見と東彼杵のことを言われていると思いますが、施設の老朽化に関しては、川棚が一番古いかと思うんですよ。順番で言ったら、東彼杵が一番新しいということで、同じ料金というのが、捉えて良いものかどうかですね、利用料金に関しては、できれば住民の方が使いやすい料金設定というものを望むわけであって、もうちょっと利用が活発にできるような、他に合わせるわけではなく、川棚独自の利用体系というものを構築できないかと考えているんですが、そのような今後の取り組みというものは考えられないでしょうか。

教 育 長 基本的には、先程お答えしたのと同じになります。

文化事業の充実ということに取り組んでいくときに、例えば使用料を無料にすることによってしやすくするとかいう、そういった取り組み方もございます。もう一つ考えおかないといけないのは、施設の維持管理、これにまたお金がかかるというのも事実でございます。そこらあたりの収入もまた必要だろうと思っておりますので、そこらあたりの兼ね合いになってくるんじゃないかと思っておりますが、具体的には次長の方から、何か別に答えがあれば答えさせます。

教 育 次 長 私の方で補足の説明を致します。今ですね、料金を設定しておりますが、先程、小谷議員がおっしゃいましたように、川棚町は近隣町に比べるとちょっと高いというのは、大体こういったホールの場合は、キャパシティで決めますので、うちが先に決めた分で波佐見、東彼杵がおそらく料金をして、キャパシティによって差が出ているのは確かです。それから、この料金についてはですね、当初、できたときに決めた料金を、確か2年ぐらい前に見直して使いやすいようにはしているんですね。前は、例えば午前中、午後、とか一日とかしていたのを、一時間あたりいくらということで、料金を下げたり上げたりはしていないんですが、使いやすいような料金体系にしたという経緯はございます。先程、教育長が言いましたように、公会堂の方の維持費とかありますので、今のところこの料金体系を変えるというふうな考えはないということです。

9 番 小 谷 今いただいた答弁で、ある程度理解しましたので、最後ですけれども、公会堂の利用というのは、日曜日や祝日が主になってくると思うんですが、やっぱり何も行われていない時というのが、どっちかって言ったら多いように思えるので、できれば利用されている日が多くなるように、どうにか施策を講じて頂けたらいいなと思っておりますので、そこらへんを期待して終わらせて頂きます。

教 育 長 期待をされましたので、できるだけ期待に添えるようにがんばってまいりたいと思います。

議 長 これで通告者の質問が全部終了しましたので、これで一般質問を終わります。

議 長 以上で、本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

お疲れ様でした。